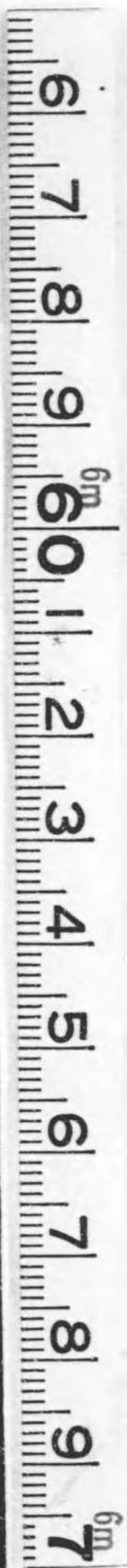


第千九編 大杉山

特 258

//



始



林六、墓地 七、山ノ神祠 八、馬糞場 九、番人屋敷 十、川
 原田道の凌更 十一、川流の凌更 十二、堀切橋
 第十七章 總説 二、字後田 三、藏垣内 四、梨ノ木 五、川流の
 凌更 二、字宗近 三、藏垣内 四、川流の凌更 五、道枝用水
 第十八章 總説 二、字宗近 三、藏垣内 四、川流の凌更 五、道枝用水
 西川橋 六、神明社 七、お朝拜 八、小寺前用水 九、道枝用水
 林十、宗近 鐘鑄堂 十一、今泉與介屋敷 十二、番匠屋敷 十三、村
 第十九章 總説 二、字阿賀地 三、國王天神 四、行時用水 二五
 第二十章 總説 二、字行時 三、堂塚山 四、仙歌堂 五、馬捨場
 六、お形場 七、地元組出 八、村社竹生神社 九、仙歌屋敷
 十、公宣道 十一、神田橋 八、村社竹生神社 九、仙歌屋敷
 第二十一章 總説 二、字小寺前 三、川の凌流 四、寺井用水 五、五
 輪塔 二、字森高 三、田區改良 四、大慈山正養寺 五
 第二十二章 總説 二、字名の新 三、田區改良 四、大慈山正養寺 五

天王社 六、木籠下用水 七、宮下用水 八、水車 三八
 第二十三章 總説 二、字茱萸ヶ本 三、木ノ下用水 三八
 第二十四章 總説 二、字溝下 三、木籠下橋 四、下井用水 五
 中井用水 二、字中屋 三、神ノ木 四、喜見庵 五、馬神
 第二十五章 總説 二、字名の旧新 三、西郷村役場 八、資義屋敷 九、塩瀨屋
 祠 六、中屋居館 七、蟬茸 十二、戸長役場 十三、高札 十四
 敷 十、中屋 十一、蟬茸 十二、戸長役場 十三、高札 十四
 上井用水 二、字篠刈 三、鷺田權現社 四、篠川橋 五、酒屋
 第二十六章 總説 二、旧字名 三、鷺田權現社 四、篠川橋 五、酒屋
 垣内 二、字端城 三、端城 四四
 第二十七章 總説 二、字名の旧新 三、端城 四六
 第二十八章 總説 二、字野口 三、端城の一部 四、村林 五、平
 内達 二、字野中 三、おたつちやう 四、今泉孫三郎 四七
 第二十九章 總説 二、字名の旧新 三、おたつちやう 四、今泉孫三郎 四七

屋敷 五、下中屋 六、禰宜屋敷 七、玄稔畠 八、大慈山正養
 寺 九、地藏堂 十、神樂祠 十一、諏訪社 十二、行香堂 十
 三、馬場 字フ口コシ 四九
 一、總説 二、字名の旧新 三、地藏堂 四、古戰場 五、御藏
 六、わに 七、麻草橋 八、郷司府 九、石田屋敷 十、石田大
 井用水

第三十一章 字道目記 五〇
 一、總説 二、字名の旧新 三、墓地 四、石田大井用水 五、
 掘盆底、小兩滝、唐櫃淵 六、水車場 七、度々目記城 八、地
 元組出 九、浮塵子送り場 十、村林 十一、千郷尋常高等小學
 校

第三十二章 字前野 五五
 一、總説 二、字名の旧新 三、山ノ神祠 四、馬捨場 五、村
 林 六、小學校 七、陸地測量標石

第三十三章 字四ツ谷 五五
 一、總説 二、字名の旧新 三、村林 四、大膳庵 五、馬繕場
 第三十四章 字久保 五六
 一、總説 二、字名の旧新

第三十五章 字町浦 五六
 一、總説 二、字名の旧新 三、山伏塚 四、地元組出 五、地

元組出の前に於ける當字の歴史

第三十五章 字大東 五八
 一、總説 二、字名の旧新 三、一丁畑 四、下垣内 五、中屋敷
 六、仙藏坊の墓

第三十七章 字東カイト 六〇
 一、總説 二、字名の旧新 三、端城の一部 六〇
 第三十八章 字池下 六〇
 一、總説 二、字名の旧新 三、提燈田 四、福山仙藏屋敷 五、

第三十九章 字荒井 六一
 一、總説 二、字名の旧新 三、阿弥陀堂 四、東福山萬福寺 五、
 二、杉山小學校 七、兵藤屋敷 八、稻荷祠 九、御林
 十、埋葬場 十一、鷺田社 十二、萬福寺池 十三、素盞烏社 十
 四、三味所 十五、御林 十六、二ツ池 十七、國玉社 十八、建

第四十章 字建長寺 六七
 一、總説 二、字名の旧新 三、地元編入 四、巨福山建長寺 五、
 六、建長寺橋 七、市場

第四十一章 字紫先 六九
 一、總説 二、字名の旧新 三、長土手 四、元幽玄橋 六九
 第四十二章 字八幡 六九

第四十三章 字八幡 六九

一、總説 二、字名の旧新 三、幽玄橋 四、十五堂 五、八幡社
 六、新城村に編入した所

千郷村史 第九編 目次 終

千郷村史 第九編

大字 杉山

第一章 總論

大字杉山は千郷村の中央なる稍東方に位し、上古大字徳定を本源とした麻野縣の域内であつて、繼體天皇十七年勸農墾田の奨諭によつて、上方より仙歌なる者が來住し麻野縣主の指揮によつて、字行時に居を構へ、字阿賀地に耕土を切開き頻次神田川の流に沿ひて起し、爾來家口も増し字溝下より字フロコシの郷司府に亘る一帯の平野が良田となつた。第六編第一章麻野里及第二章賀茂郷の條参照。

第二章 竹生郷

迺喜廿二年正月賀茂郷が竹生と野田との二郷に分れた、當竹生郷は大化改新前の麻野縣と同一の區域で、其郷司府は字フロコシに設置せられた。此時、當郷内には徳貞に白井、山本、楊山に郷司府の役人及び仙歌、半田、村田、山村に中嶋、竹下、金泥平に健兒府の役人が住して一郷に足る戸口は既に充分あつた。度長檢地の時に大字の地内となつた所で、字宗近、字阿賀地等の内には古く徳貞の住民が墾田して徳貞の地内に廻入れた所が數多あつた。此時代の邑里の境界は今日の如く判然たるものではなく、唯氏族によつ

て其起した田地の所屬を定めたるもので、當時徳貞との境界が錯雜して居たのは元は同一の邑里に屬し而もかやうな邑村境界法によつておた爲である。この飛地の地元は慶長の時に整理したものであつたのである。寛治七年に至つて莊園制度の敷設となり、郷司府はさび、大伴致弘が名田私領となり字ツクエに開宅來住し部下の者を以て大いに名田を起した。地名の起因は楢立であつた。楢山原を起したのにある。

道助法親王家五十首に、固郭公、秀能「片岡の楢の木がくれ風過ぎて聲ほのなる郭公哉」山家月保季「軒深く楢もる月の葉を茂み幾度同じ神に消中らんしなとある類従本に多く見中。楢は楢の俗字なり。古事記上卷に其身生藤及楢云々。同中卷に二侯楢と見え、萬葉集卷十九にも、楢野爾左乎騰流鴉とありて、古く此字を用ひたり。楢を俗に楢とも書きたり。又萬葉集には枚村、振乃神枚など書き、又杓原ともあるは皆杉の俗字なり。当大字の文書で天正までは楢山、慶應までは枚山と多く書いてある。

第三章 村名

自 繼體天皇御代至大化四年
 自大化五年至延喜廿二年
 自延喜廿二年至寛治七年

麻野縣
 賀茂郷麻野里
 竹生郷楢山村

自 寛治七年至弘長三年
 自 弘長三年至建武元年
 自 建武二年至天正十八年
 自 天正十八年至寛永二年三月

この時東中西と三人の庄屋があつたが、中を西に合せて東枚山、西枚山の西村に分ける様に領主から命ぜられた。この分割法は、住戸を基として各々其所有地を分属したのだから、村の境界は無い。唯名寄帳を二箇村と爲したのみで村有財産も其終共通である。斯くの通りであるから公儀への取扱いは一村であり、領主に限つて二箇村の扱ひである。依て村繪圖等を差出す場合には必ず一村として調てたので、全く東西の區別は、飛地計りで分別した地圖は複雑して製する事が出来ぬ。庚申組合等も東西に混淆の俛、日待等は共同して行つた事が多かつた。

明治九年四月東西両村を合併して杉山村と復稱することに依頼して、十年十二月廿日に許可を得たが、出願と同時に合併實行の取扱ひをした。

東枚山村 西枚山村

自 寛永二年三月至明治十一年
 自 明治十一年至明治廿二年
 自 明治廿二年至明治三十九年
 自 明治三十九年現今

國郡莊の名稱は第一編第二章にある。

杉山村 西郷村
 西郷村 大字杉山
 千郷村 大字杉山

明治四年八月五日

同年十一月十五日

明治五年三月

同 年五月

明治七年三月

明治八年十一月

明治九年八月

明治十一年十二月

明治十七年八月

明治十八年五月

明治廿二年十月

伊那縣足助支廳七十八區戸長鈴木吉治郎、丸山久太郎

東杉山村名主今村六平、西杉山村名主今泉三郎

額田縣第八大區戸長青木三靜、一小區戸長丸山久太郎

同 縣設樂郡長鈴木謙治郎、村中惣代東滝川惣次郎

同 縣第八大區長太田九八郎、村中惣代同上

愛知縣第十三區長丸山久太郎、第一小區戸長今泉三郎

戸長助今泉三郎、西杉山村副

愛知縣第十三區長丸山久太郎、西杉山村副

長今泉三郎、東杉山村副戸長今村藤四郎、西杉山村副

戸長半田仁平、一小區戸長今泉三郎

愛知縣第十三區長古橋源六郎、一小區戸長今泉三郎

東杉山村副戸長今村藤四郎、西杉山村副戸長半田仁平

愛知縣第十五區長十時文四郎、杉山村用係今泉三郎

愛知縣第十五區長今泉三郎

明治十一年十二月廿三日、杉山村長今泉三郎

明治十七年八月一日、杉山村長今泉三郎

明治十八年五月一日、杉山村長今泉三郎

明治廿二年十月一日、西郷村を組織し、杉山は大字

と存つて村長の統治を受けた。

明治三十九年五月、西郷村は十郷村の一部となつた。

建武中興の時より明治維新迄の間、庄屋を勤めた家。

建武、永正間、九良左衛門 藤十郎、惣右衛門 等の家。

大永、天正間、九良左衛門 藤十郎。

文祿、元和間、九良左衛門 藤十郎。

寛永、慶應間、東、六兵衛 惣兵衛 孫兵衛 安兵衛 西、忠左衛門 仁

富永 莊司と参河國守護とは第一編第五章及第九章にある。

第五章

住民と戸口

当村の初住は仙歌で、次で班田府の役人半田の一族が居住し、村田の一族もこの時に末住したものであらう。当時竹生郷司の家が設けられ恐らく俱に末住した石田の一族が殖え、大伴氏が名田領有の頃古市今村の一族が殖え、郷士今泉四良左衛門が数多の一族を率ゐて大壑田を行ひ、福山保司の世となり諸族が増加し建武の末葉には大いに發展をして戸口も増し、西郷々々の中心地となり端城が出来たに及んで一層の繁栄を末したのである。

寛治年代の戸口。 寺一 庵一 堂二 社一 人口二百五十。

建武年代の戸口。 寺二 庵一 堂二 社一 人口三百。

武士一 御戸十五 寺二 庵一 堂二 社一 人口三百。

石田 五十日定彦命の裔竹生御司に從居末住 家紋角馬
 三 七 三〇七
 惣右衛門より分る
 竹生御司屬吏延喜廿三年末村
 惣右衛門より分る
 惣右衛門より分る
 惣右衛門より分る
 上
 惣右衛門に從ひ末住
 惣右衛門より分る
 同
 花房 度々月記城に住
 左衛門八郎 一〇二五 元龜元年末城、天正十八年退去
 半田 班田府員の一族 大化年中徳貞に末住、本姓藤原
 七右衛門 九〇一九 藤十郎より分る
 同父 七良右衛門 九〇二二 七右衛門より分る
 太良 良作 九二六 七右衛門より分る
 同父 太良左衛門 一七一八 太良作より分る
 三良右衛門 九七一〇 藤十郎より分る
 源 二郎 九七一〇 藤十郎より分る
 藤十郎 十介 二〇二二 石田村地

惣家傳 六 一九
 惣次郎 二〇
 忠吉 二一
 勝三郎 二二
 孫四郎 二三
 茂次郎 二四
 與七郎 二五
 信州に越 二七
 仁平 二八
 森三郎 二九
 文次郎 三〇
 江戸に越 三一
 三二

藤十郎 一六三一 延喜初年開村
 甚四郎 三三一九 藤十郎より分る
 作之右衛門 八六〇八 同
 竹下 本姓藤原 徳貞竹下助左衛門より永祿の頃分る 家紋遺鷹羽
 助右衛門 七八一一 同
 村田 本姓藤原 延喜の頃末住 家紋下り藤
 太良三郎 四四一三 六良右衛門より分る
 六良右衛門 一二七二 楠宜家
 同父 作藏 一三一一 六良右衛門より分る
 同父 七良三郎 一五一〇 六良右衛門より分る
 青山 次良九郎 四一一 家紋鳩酸草
 山本 本姓大作 六六二〇 永祿五年末住
 源 七 寛治年間勢州より末住 家紋梅鉢
 古市 彦六 九六〇〇 祖先古市左近
 同父 小七 七〇一八 彦六より分る
 右近九郎 九〇二四 同
 八良四郎 二六一二 同
 小林 清和源氏 建武年間末住 家紋三ツ星
 孫 七 二九二八 彦一郎より分る

江戸に越 三三
 同 三四
 市五郎 三五
 ちの 三六
 象市右衛門 三七
 久造 三八
 才次郎 三九
 はる 四〇
 市三郎 四一
 重次郎 四二
 治三郎 四三
 伊三郎 四四
 吉三郎 四五
 惣家六助 四六

八良右衛門七

六良左衛門

五良右衛門

七良三郎

六良右衛門

正養寺和家

孫二郎

與右衛門

源吉

源右衛門

源左衛門

源右衛門

源兵衛

九郎右衛門

九郎左衛門

市左衛門

清兵衛

忠兵衛

久右衛門

正養寺

長太郎

龍川忠吉

今泉孫吉

今泉藤作

今泉金次郎

杉浦吉作

今泉寅次郎

今泉鐵三郎

今泉松之助

杉浦久吉

杉浦久吉

正養寺

長太郎

野中

荒井八八

東カイト一七分

源家今泉九兵衛

野中二〇分

野中一六分

宗近五三分

野中五九分

野中五九分

野中五九分

野中五九分

野中五九分

三〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

四〇九

地蔵堂

作之右衛門

人左衛門

與兵衛

權左衛門

地蔵堂

仁兵衛

利兵衛

善兵衛

諏訪社

庄之助

吉左衛門

市右衛門

久兵衛

六右衛門

村田久造

藤古市與兵衛

半田半次郎

地蔵堂

半田仁平

村田若の

半田惠喜造

今泉庄造

半田直六

杉浦久平

杉浦六治

杉浦治平

杉浦庄八

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

フロコシ

道日記三分

フロコシ一分

中屋三分

七今泉塚市

野中六八分

源家村田市右衛門

中屋四分

フロコシ七分

フロコシ四分

フロコシ四分

中屋二分

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

五五五

池右衛門別邸

重右衛門
德十郎
太左衛門
善四郎

古市重吉
半田栄次郎
半田文次郎
古市吉三郎
古市由吉
古市重吉水車
古市重吉水車

道目記

八五
一四
一三
一七
三八
四八
五二
五五
六六
六六
七六
七六

石田家元祖の住宅
中屋一分
宗近一分

左衛門八郎跡

宇右衛門

忠左衛門水車
重右衛門水車

沢田藤平寄造
森合惣左衛門寄造
白井と手寄造
井下茂次郎
大川彦造
竹下樂重郎
與諾熊三郎
山本常造
稻荷小祠
今村林三郎

前野

七六
七六
七六
七六
七六
七六
七六
七六
七六
七六
七六

度々日記城址
中屋三分
石田小
片山小
川田小
東カイトニ七分

稻荷小祠

稻荷小祠

孫兵衛
傳六
與七
嘉兵衛

大東

一四
一三
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

荒井六分
野口二分
稻山保司卯址
荒井三分

八八八八八八八八八八
九八七六五四三二一〇〇
七七八七六五九四三二

惣石衛門

惣兵衛

瀧川惣次郎

一四

野口二分

九〇

三七

孫兵衛

井下孫四郎

一七

宗近八分

九一

彦七

與七

井下與七

二一

東カイト四分

九二

孫八

嘉兵衛

荒井一五分

二二

前野一分

九三

助右衛門

甚右衛門

竹下ちの

二九

東カイト四分

九四

阿弥陀堂

阿弥陀堂

今泉九郎次

三二

前野一分

九五

萬福寺

萬福寺

荒井一五分

三三

荒井九分

九六

孫八良太夫

源左衛門

小林久平

三三

東カイト一分

九七

〇三

孫七
九良二郎
孫八
考三郎
「七右衛門
七良太郎

與助
五良右衛門
「源右衛門
「市左衛門
「伊左衛門
九良右衛門

五良右衛門
左衛門太郎
八良五郎
「左兵衛
「仁兵衛
弥一郎

石田
惣右衛門
八良作
八良右衛門
考藏
三七
「弥右衛門
左衛門次郎

半田
藤十郎
源二郎
七右衛門
太良作
三良右衛門
「權左衛門
吉左衛門
善兵衛
德十
甚四郎
作之右衛門

竹下
助右衛門
「與左衛門

竹下與兵衛
山村より移住

村田
六良右衛門
「太良三良
七良三良
利兵衛

山本
源七
「傳十
「平六

塩瀬
與太郎
「城所守右衛門

古市
考六
右近九郎
八良四郎
「與兵衛

三良兵衛
「惣左衛門
平左衛門
「重右衛門
五兵衛
「五良兵衛

小林
考一郎
孫七
安右衛門
「考兵衛
「弥右衛門
又吉

浅右衛門

塩瀬
當永家々臣、後源氏家々臣、塩瀬城主。

與太郎
天正八年未任、母方の氏城所を稱したることもあり

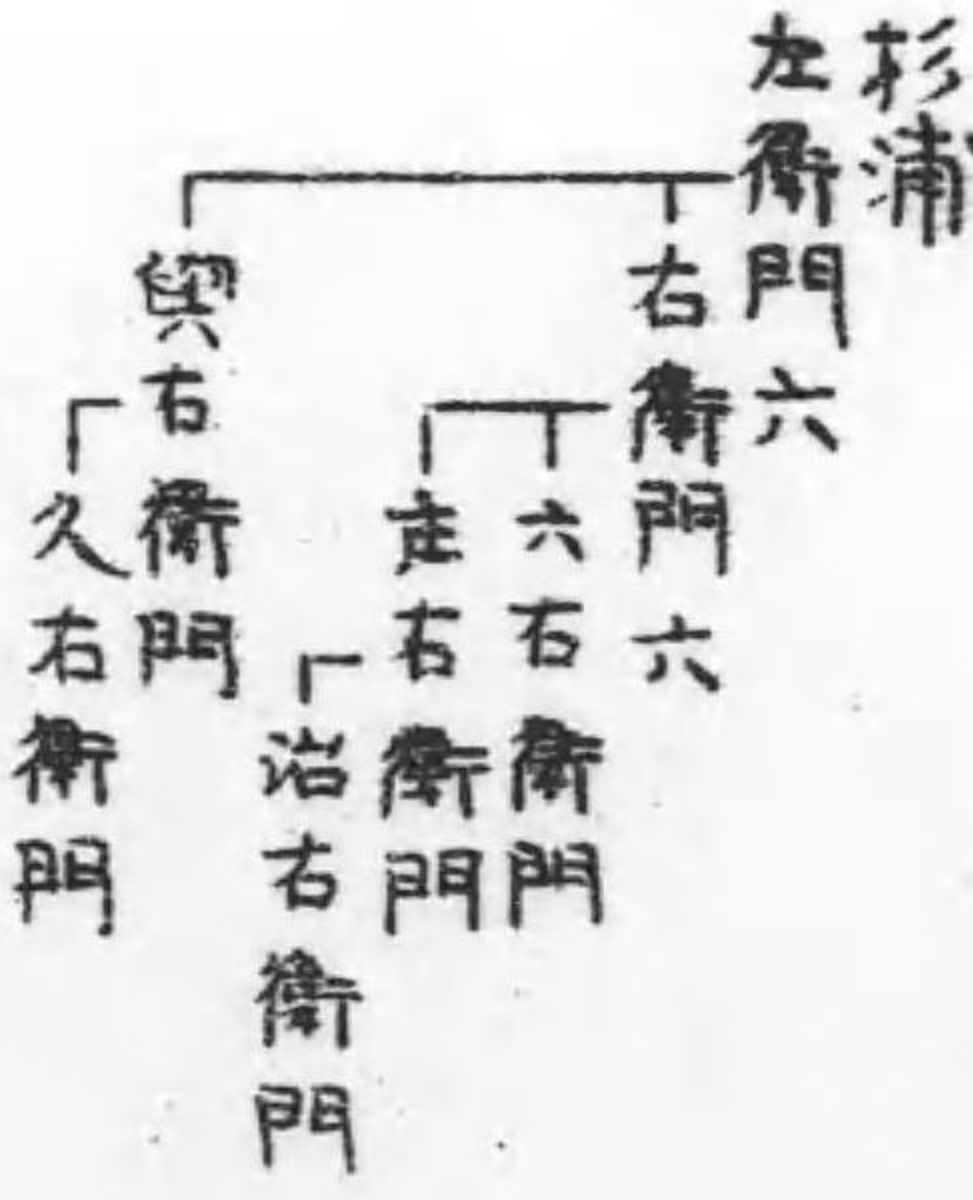
保勢園より未任神職家

邸内に神明社を祀る

建武年間未任後福山保司に任小

兵藤 建武年間末任、富永家々臣
 八良太夫 新左衛門の裔
 「左衛門七 達生之助の裔」

菅沼 菅沼有信菅沼三照四男
 七 慶長五年歿城に住



慶長後末任の苗字
 與語 本姓藤原江州余語莊より出で勢州より末村・家紋陽劍梅鉢。

熊三郎 大川 三善氏流、天保元年渡美那策茨原村より新城町に來り文久二年
 考 造 当地に居所を定む、家紋桐。

前記家系の調では御繪圖に女々家を限りとした、その後の分家は戸籍簿で
 詳る故である。又家紋も維新後に勝手に変更した者は載せぬ。
 左記第一圖中慶長檢地の時屋敷竿の無い者は税小屋に住した者である、こ
 の屋敷竿の無い家はへ一家形を記せず、單に符號のみにして置く。
 第二圖中文政後に出た家及其当時絶家して居るものも家形を記せず、こ
 れ亦符號のみを書いた。
 お除き屋敷の者は家形を記して置く。

第一圖 第廿二編慶長地圖抄出



第乙編

田

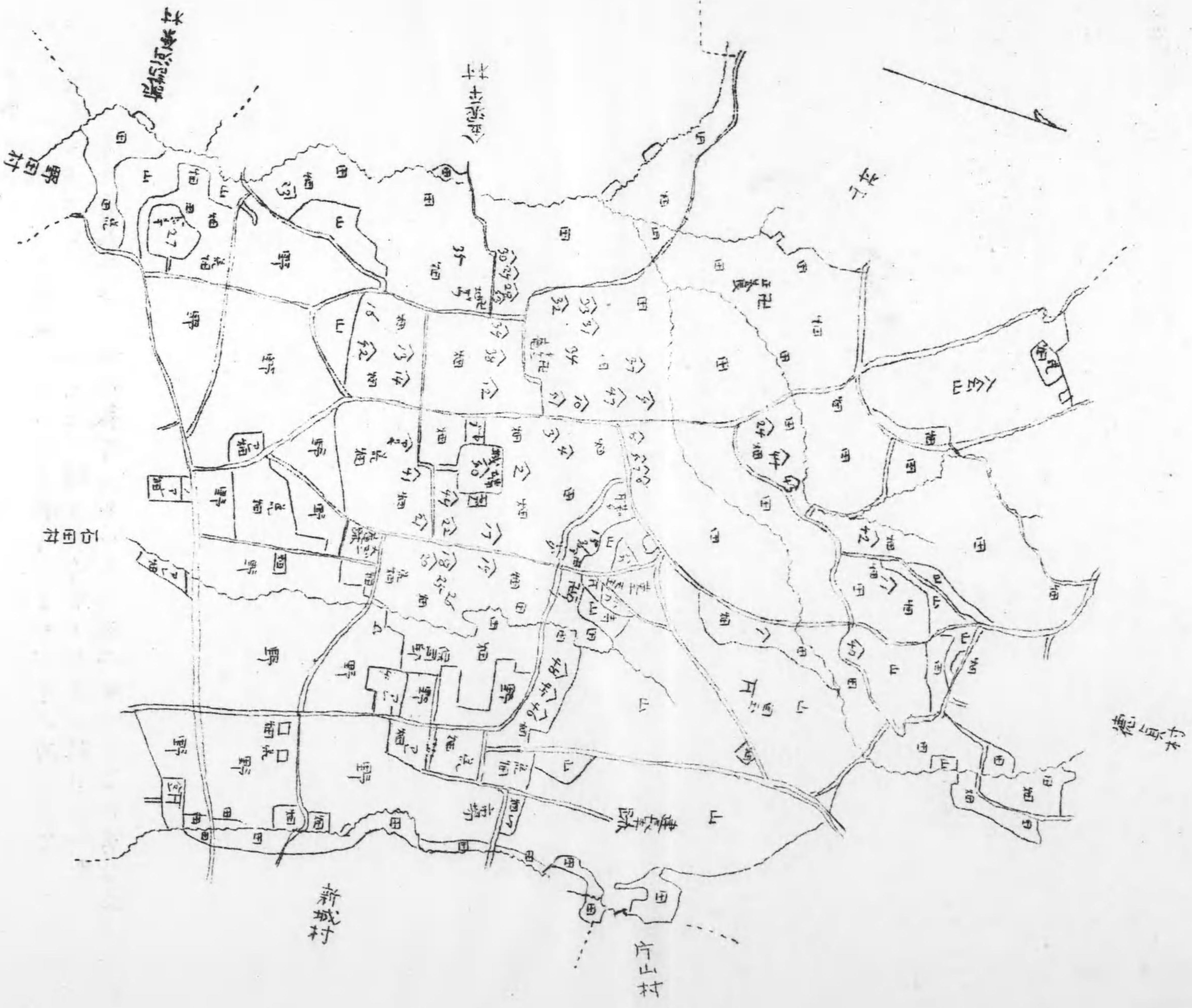
一三



前記家系の調では御繪圖に女の家を限りとした、その後の分家は戸籍簿で詳る故である。又家紋も種新後に勝手に変更した者は載せぬ。左記第一圖中慶長撤地の時屋敷竿の無い者は税小屋に住した者である、この屋敷竿の無い家はへ一家形を記せず、第二圖中文政後に出来た家及共当時絶家して居るものも家形を記せず、此亦符號のみを書いた。お除き屋敷の者は家形を記して置く。

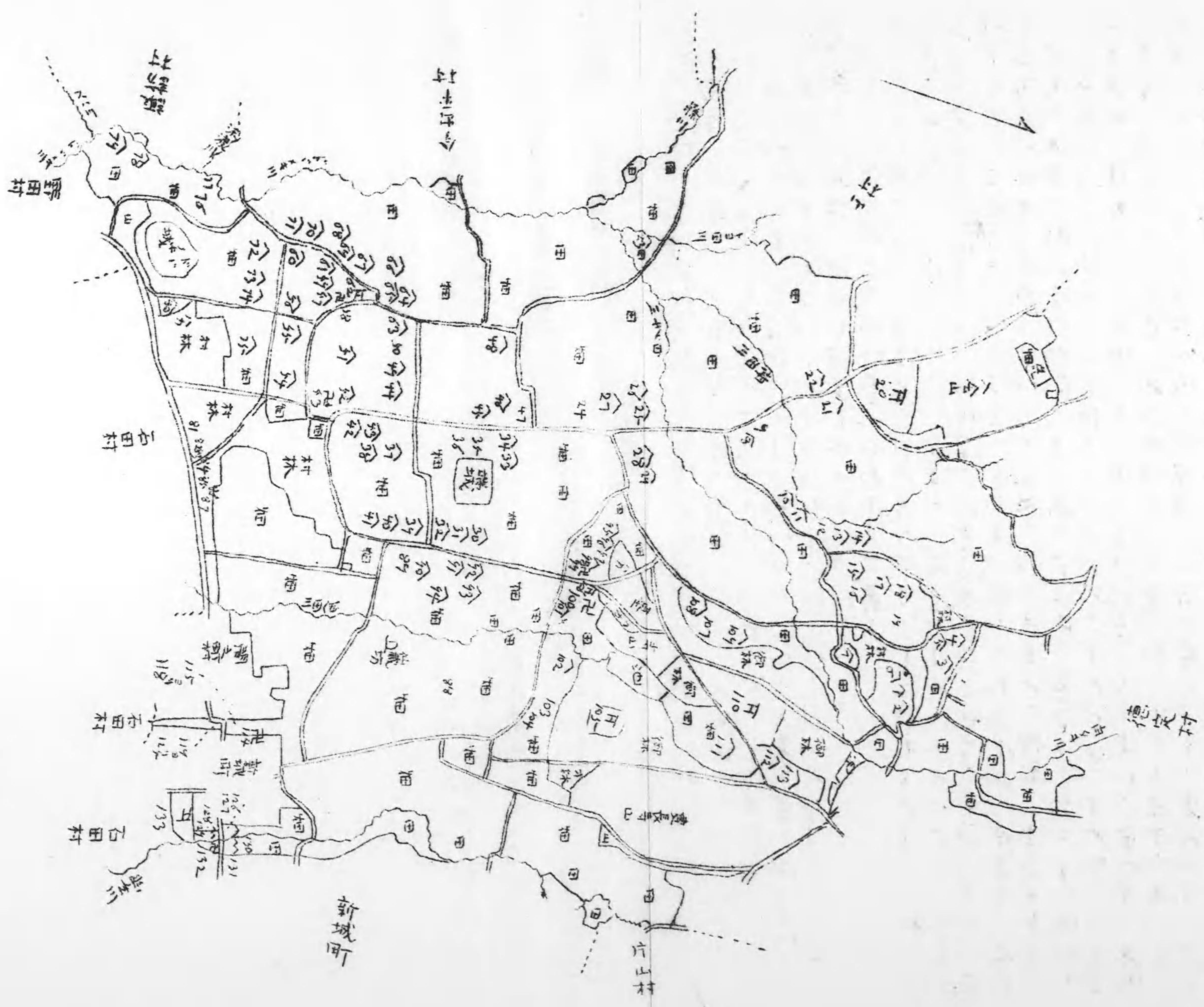
第一圖

第廿二編慶長地圖抄出

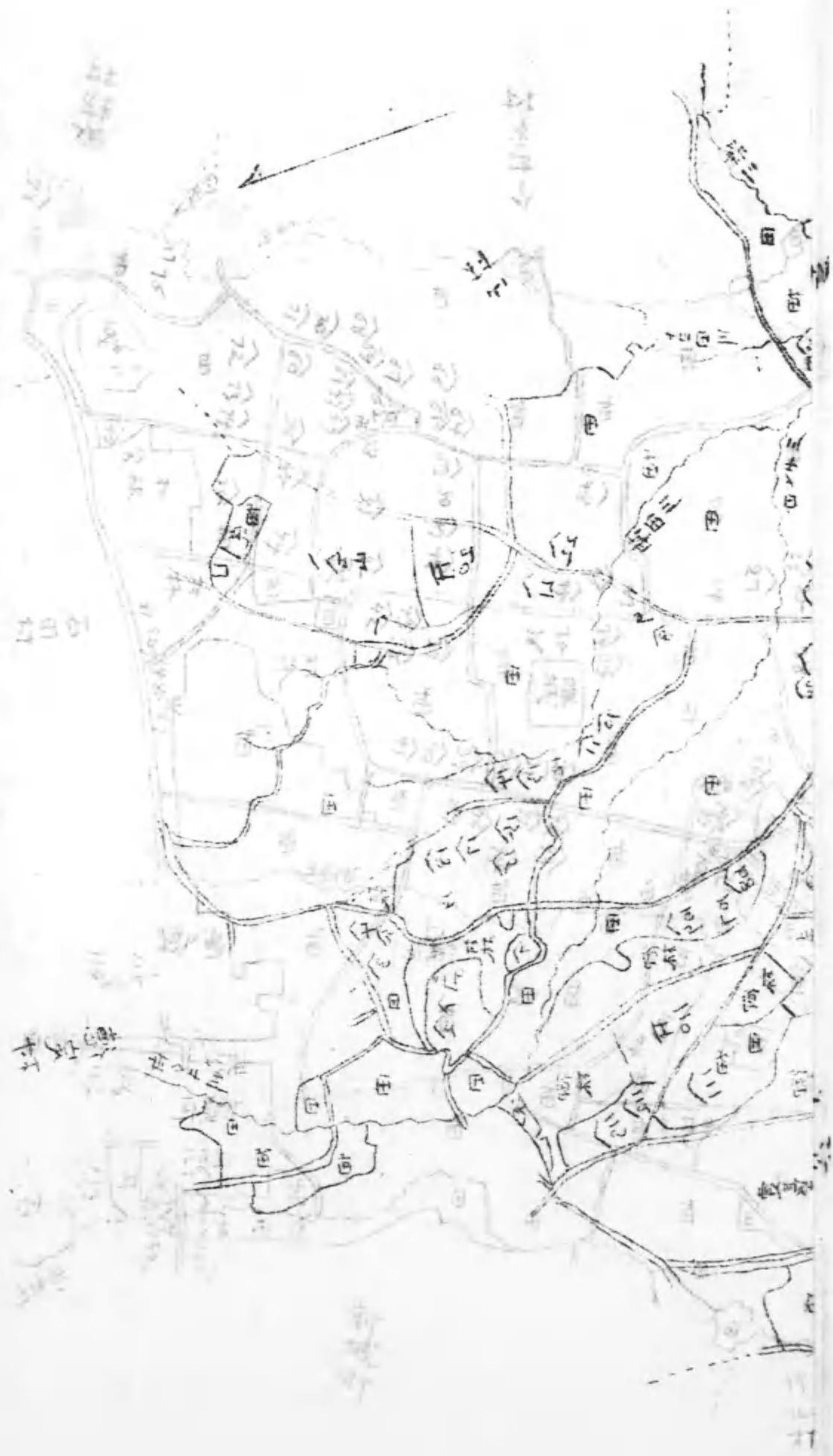


の屋敷字の無い家内（一）家形を細くせしむるに其職の字は一である。
 第二圖中文政後に出来た家内其当時絶家して居るものも家形を記すべし
 亦其號の字を記した。
 第三圖、屋敷字、其二條家内此圖を繪く。

第二圖 第廿四編文政地圖抄出



長二圖 長井四新並新井出



第七章 字名

慶長九年の字名。
 木田、竹原、堀切、ちまげ、もりのま
 へ、林まへ、おののま、大せまち、竹のま、まのかり、をさふた、
 新井、下のいと、下をさふた、中屋敷、くご、をのそと、東のいと、あら
 いた、前のいと、不りの内、野口前、中屋、竹ノ下、まのそと、木の下、
 うしろ田、むもとの、さき田、まへ田、むたけ、こしまい、をさふた、大門、
 ・くらのいと、不だ田、はら川、小てらまへ、まへのり、まへ田、くごま、
 ・あまの木の田、梅の本、行時、もり高、寺之内、道むら、はら、まのそと、西川、
 ・とせが、いの下、河原、とい、こは、河のちまへ、野添、をんしやう、
 むまのちの、さき、くご、ひろむ、すけよし前、きけんあん、南を、ふろ
 こし、紫さき、くご、元、神田島、初す、田、どうめき、中屋い、ち、宮
 り前、下河原、くろぞい、金つそまへ、あらいまへ、ふるいちむ、林、け
 ら、あまの木の、とくさ、まへ、ためきのこし、すまむ、うしろ、林、け

石の内、同じ名、梅でも所が違ふのは出して置く。

慶長検地の後、新切地の都度、字名の生じた所。

をま松、いけの首、まんちやうじ、道づか、城ノ内、せいのいと、上ノ山、

おのつ、不ら下、はさくさ、むん、だ、橋向、久保、久後上、柳相、城、こし、の木

羽城、蔵本、仙蔵坊、大井、後田、うたう口、あけのもと、あち、おしの木

七
一五

、橋上・間ノ町・四ツヤ・不うかいつ・たいとう田・こま田・島畑・地尾・並木道・た・城ノ前。以上の字名は次記各章にては解し易き様古文書と照査して正字をしるすこととした。

明治九年の字名。
 ツクエ、大久後、後田、宗近、阿賀地、行時、小寺前、森高、菜萁ヶ本、溝下、中屋、篠州、端城、野口、野中、フロコシ、道目記、前野、四ツ谷、久保、町浦、大東、東カイト、池下、荒井、建長寺、紫先。

第十九章 地籍

慶長九年檢地帳は第十七編、新切檢地帳は第二十編に録し、現今の地番は此川と對照する様に編してある。又慶長九年檢地圖は第廿二編に、文政三年繪圖は第廿四編に製してあるから、此處には本田及新切の總計のみを載せる。

明治九年地價帳、同十七年地籍帳、及土地臺帳の總計も共に掲げて置く。元祿前後に橋向の野原を切り起して屋敷とした處は、直に新城村の地内に編入して明治九年までは飛地となつて居た。

明治九年に字八幡の全字と字所浦の一部とを新城村に編入して、字橋向は全部新城の域内となつた。

字所浦の南より間ノ町北側縣道迄の間は、寛文三年野原に町家が出来て間ノ町村を新設分地した處である。

慶長九年七月廿九日現在 本田

地目別	上田	中田	下田	計	上島	中島	下島	計	合計	永荒島	永荒田	屋敷	合計	總計
反	一四〇・七〇	七五・七〇	八五・五〇	三〇・一〇	一一・五〇	五二・二〇	四三・六〇	一一・三〇	二二・五〇	一〇・七〇	七九・二〇	一三・三〇	一一・五〇	六四・四三
米	一七〇・一七	九〇・八六	八五・五〇	三三・四一	一四・九七	五七・二九	三九・三〇	一一・三〇	二六・九一	〇・四	七九・二〇	一三・三〇	一一・五〇	一〇・一六
筆數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
摘			内二丁三反六畝十歩、下田四十二筆		内五反十歩、麻島三十二筆		内七反四畝二歩、下島十二筆、八畝一歩、荒原筆							

御禮除一万福寺松養寺

慶安二年十月改 古新切 米筆數 摘

地目別 反 米筆數 摘

中田 一三九・二一 二二・三六 四 三

要

四	三	一	地	種	目
寺院境內	溝川	道用材	村	材	社
一六五	七四	二	別	地	總計
一〇〇	二〇	一	別	地	總計
二八九	二五〇				

總計	官地	林	宅	民有地	新開地	墓	池	神	草
一	二	九	三	一	二	七	八	二	七
二	九	三	一	二	九	八	〇	二	七
八	六	四	一	二	九	八	〇	二	七
一〇	一	三	五	一	九	一	一	六	八
二	一	二	〇	一	二	一	二	一	二
六	五	八	五	二	一	七	八	一	〇
				三六	一〇	五			
				四八	五	八			
				五	一	〇			

明治十七年地籍帳
十七年十二月調

一	一	一	一
三	一	〇	
二	五	四	一

教	林	山	荒	宅	地	目	別	地
二	二	二	三	八	九	七	一	二
二	一	九	九	八	七	一	二	二
五	六	八	一	〇	二	一	二	二
二	〇	二	二	二	〇	九	二	二
七	七	七	二	五	七	九	二	二
九	二	七	一	〇	二	三	一	四
六	六	五	二	八	九	三	一	四
〇	六	三	七	四	五	四	〇	〇
〇	二	三	五	四	〇	〇	〇	〇
八	三	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇

總計	屋下	屋下	屋下	合	計	屋下	中
七	三	九	一	二	二	一	九
三	一	一	一	二	二	一	九
九	一	一	一	二	二	一	九
九	三	〇	三	〇	五	八	七
一	〇	〇	〇	〇	〇	一	一
八	六	九	〇	〇	〇	三	七
						八	四
						三	四
						〇	五
						〇	五
						八	九
						二	三
						一	一
						四	九
						六	六
						六	五
						七	九
						一	〇
						三	七
						五	九
						〇	九

同見御見
取繩捨
場除地

二	三	二	三	七	二	分
八	七	二	八	〇	八	六
七	九	六	八	二	九	三
七	九	一	六	二	九	三
			九	二	五	一
			二	六	六	二
			三	五	五	四
			二	六	五	四
			二	九	八	四
			五	〇	四	三
			三	一	三	一
			五	四	五	四
			九	二	五	八
			六	六	二	八
			〇	六	二	八
			三	八	〇	三

原山池新荒宅外 外荒 地
野林沼開宅地地畔 畔田畔 目

二 九 六	一 〇 八	四 一 七	六 一 三	六 二 二	四 二 七	四 二 七
〇 〇 二	〇 一 一	二 五 三	四 一 一	二 二 六	二 〇 九	二 〇 九
二 四 一	八 四 八	三 五 六	八 一 九	一 九 八	一 七 四	一 七 四
二 六	六 二 七	八 七 五	二 〇 〇	四 九 五	四 五 七	一 五 八
四 〇	八 九 三	一 八 一	〇 〇	六 五 〇	一 五 〇	〇 〇 〇
八 九 〇	一 八 〇	〇	八 九 〇	〇 〇 九	二 二 〇	二 七 八
六 五 〇	〇	八 九 〇	〇 〇 九	一 五 〇	二 二 〇	二 七 八
二 〇 〇	二 八 五	六 五 九	〇 〇 三	〇 〇 九	三 三 九	三 五 九

惣計

明治三十二年二月調

地租増徴摘要

合外	埋	湖	草
計	計	池	生
一	一	一	二
四	二	九	一
四	八	九	〇
七	〇	〇	三
八	三	七	一
二	一	〇	二
八	八	四	六
三	六	一	九

四	一	二	二
七	〇	八	四
八	三	六	五
二	一	三	二
四	一	一	二
七	三	一	六
〇	六	七	四

明治三十二年二月調
地租増徴摘要
〇〇〇
三三九
三五九

地種
計
雜菊
木林
雜木
用材
試作
試作
試作
試作
御藏
寺院
宅地
外畔
荒田
外畔

一	二	二	九	三	三	二	四	一	三	一	九	六	三	三
二	二	六	八	〇	九	三	三	二	四	〇	〇	一	八	八
三	三	一	二	四	五	九	一	一	〇	〇	一	六	〇	一
二	二	〇	一	二	二	〇	〇	二	二	二	〇	一	〇	二
七	五	二	三	一	〇	五	二	八	四	二	九	七	五	〇
一	九	二	一	五	六	二	二	五	八	三	七	七	八	〇
六	六	五	二	六	一	七	一	三	六	七	七	七	八	〇
〇	三	一	七	五	五	四	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	二	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

明治三十二年二月調
地租増徴摘要
〇〇〇
三三九
三五九

民有地別

地價

筆數

事項

第十一章 道路

明治六年前に郷道と稱した所。今この縣道伊那街道は天正十八年に開通し寛永二年に松並木を植ゑた。今この縣道伊那街道は慶安二年新城の發展から改修された。この前の作手往還は並木より堂塚山に出るのが本村の中心道で最も主要の道であつた。作手道、字ツクエと字大久後との界にある、これも慶安年代に改修した。公宣道、山村より字宗近に出る、草床砥公宣郷の通過せられた道。仙歌道、字行時より徳定に至る道。阿賀地、字阿賀地の西北徳定界にある、古昔は主要であつたが、明治年代となつて睦道の姿となつた。道枝道、字宗近より徳定に至る。東道、字宗近より字端城を経て並木に至る。浅草道、字中屋より今出平に至る。西道、字中屋より字道目記に出る。東山道、一は字篠川より徳定の奥甲に出るのと又一は字宗近より字ツクエに出るのとある。前野道、字前野より字道目記に至る。中道、並木より字行時に出で神峰山に登る。建長寺山道、字荒井より字柴先に出る。建長寺道、字建長寺と字柴先との界。この他は御藏道と作場道とである。明治六年縣道、里道、支道の名稱となつた、詳しくは第二編第三章にある。

第 十 二 章 鐵 道
 豊州鐵道は明治三十年著工、三十一年四月新城駅迄開通した。

第十三章 川 反 溝 渠

道目記川、白滝川の下流。神田川、仙歌川及石田の流りを合流した川。豊田川、一名竹生川。藤田川、一名木下川。迫田川、俗に池下川と稱する。此の川、昔は徳定川又柴先川と稱した、享保の頃より斯く稱する。詳細は第一編第四章にある。溝渠は次章各字中に誌して置くが、井堰建のことを記して置く。井堰のある田地には開發のときより井堰に要する材料は村の井草林から供給を受けたのであり、此の井草林は村林の内定めらる領主の管理であつて毎年左記の書面を差出し許可を得て伐木使用した。

- 差出した文書
- 川原田井 大井 堀切井 道枝井 上井 中井 下井 行時井 小寺前井
 - 寺井 宮下井 メ十一ヶ所
 - 右井堰 松葉並杭木御願申上外 通被下置候様奉願候以上

慶長十一年午三月 水野備後守様御内 山口弥右衛門殿 藤十郎 忠左衛門 藤左衛門

領主より井邊檢分の通知状
西萩山村井草渡として明世三日郷目村外人外三人罷越候間此段可相心得候
内字大井用水字外より田崩落場見分致し小間此段相心得可申小早朝役人
内字人足志人召連迎として可差出候以上
西萩山村 御役所
庄屋中

第十四章 村有地

村林のことは第三編第三章第九節に、御林のことは同編第二章第六節に、
入會林は神峰山、西郷山(城が峠)、堂塚山、杉平山、田代山、川手弓木小
林山、塩瀬山、布里山でこれら同編第一章に詳記してある。
湯池と墓地とは次章各字の内に誌してある。

第十五章 字ツク工

一、總説
当字は、大伴氏の机屋敷を開いたのに起る。同氏退轉の後耕地と化した。
二、旧字名
慶長の字名。早くへ島、河原田、宗延、栗ノ木田、
三、机屋敷

二番地 三番地 又別一及二畝 世一寺、居住の士は、
初代 大伴致弘 中條太夫

二代 大伴資兼
寛治七年当屋敷を關々末住して設樂の西郷を領し、机代物を公邊に献上す
る名田を切り起す為、宗延、宗近、行時、道重、宗任、國友、等の公家の
名を藉り或は配下の者を從率して領有せしめた、安元元年千秋氏の爲に此
の領地を奪はれて退轉廢邸となつた、其存在は八十二年である。
当邸は大字徳定に突入した處で、徳定の地内には金堂の改築其他社堂塚等
の遺跡が数多く存在する。

四、地元の編出
慶長檢地帳水十番及水十一番の二筆は明治九年大字徳定字溝西に組入れた

五、畦高用水
大字徳定、泉用水の下流で当字、字大久後、字宗近の内に灌漑する。

六、川原田用水
大字徳定字神ノ前にて白滝川を引入れ、当字及字大久後地内に灌漑する。

七、青木用水
十一番地先より白滝川を引入れ、大字徳定字溝西に灌漑する、此溝渠は室

曆六年の新設である。

八、道路新設
川原田橋より東の道は慶安二年新城發展の爲、作場道が御道となつた。

第十六章

字 大久後

一、總説

当字、田地の部分は寛治の頃には開け、農家は寛文の頃から出来た。徳定より新城へ通ふには、ニツ池の西であつたが、慶安二年川原田橋から

ニツ池の東に穿つた。

二、字名の旧新
慶長の字名。河原田、森ノ前、宗延、堀切。

慶長後の字名。大久後、大窪。

山字名。宗延山

三、大井用水

ニツ池下より白滝川を引入れ、尚池水を利用し当字、字後田、字篠刈、字

荒井、字池下等の田地に灌漑する。

此用水は三軍に白滝川より引入れ、字後田地内にはのみ用おたのを、度々目

記城を築くに及び字篠刈より以南に溝渠を開き、該城の用水と下し又一面

壑田にも灌漑し、永禄五年端城の新設となり亦之れに利用した。後天正末葉

漸次廢城の場合となり、隨て本用水は田地及住家の用水となつた。宝曆六

年、ニツ池の新設に及び現今に至つた。

四、堀切用水
七番地先より白滝川を引入れ、当字及字宗延地内に灌漑する。

此用水路は長寛年代今村藤左衛門の祖先が壑田の爲設けた處で宗延山の南

方出崎を堀り切つた所である。

五、村林

十一番、四十番、四十九番地の三筆は古来村林であつたが、明治廿四年に

賣却した。

六、墓地
前項四十九番地の内三畝せ二歩、寛文の頃この附近人家の墓所とした明治

六年に之を廢し同十七年に石碑を共同墓地に移した。

七、山ノ神祠

前項の林中にある。建武頃の勧請で当地最初に山ノ神を祀つた處。天保十

四年四月七日石祠を建てたが明治四十年村社境内に遷した。

八、馬糞場

前同所山ノ神の下、約三畝歩の處で傍に馬頭觀音の石像がある。此石像は

明治四十年字荒井六十番地に移した。馬糞も其頃廢した。

九、番人屋敷

五十一番地あり五十三番地迄は番人屋敷で、杉山、徳定、片山の三箇村を

受持した、斯くとも建武以前既に末住し、明治六年廢職したが、引續き居

住し同三十五年全廢宅した。

十、川原田道の變更

五十三番地の南を廻つたのが、弘化年代北辺直通にした。

十一、川流の變更

五十八番地は白滝川の南にあつたが、元和の頃洪水にて北へ穿つた。

十二、堀切橋
昔は川を渡ったのであつたが、明治廿五年頃あり九太橋を築し漸次改築して大橋となつた、この南で迂曲した道を改修したのほ元和の頃である、字後田
二番地の合筆したはこの時である。

第十七章 字後田

一、總説
当字は大伴氏の治世に開いた田地が多く、道重、宗任、等の旧字名は其名田であつた。
二、字名の旧新
慶長の字名。森ノ前、道重、堀切、林ノ前、宗任、藏垣内、後田。
慶長後の字名。梨ノ木。
三、藏垣内
十六番地敷地一反一畝九号、建武二年搦山保司の年貢米収納庫を建造した處で、永正三年之を廢した。
四、梨ノ木
三十二番地の北上に梨の古木があつたが、寛永頃には枯れて其跡を開墾した。
五、川流の變更
三十二番地の内白滝川沿の低地は川の北にあつたが、寛永の頃洪水で川身が變つた。

第十八章 字宗近

一、總説
当字は奈良時代より開發せられた處で、又寛治年代に起した宗近、宗延の名田もある。
二、字名の旧新
慶長の字名。藏垣内、楢田、竹ノ下、荒川、道枝、宗近、堀切、燒面、番匠、宗延。
慶長後の字名。榎田、榎島、迂洞口。
三、藏垣内橋
二番地々先白滝川に架す割板橋である。大正元年縣道の改修で少しく下流に架した。
四、川流の變更
五番地西南の一角は字中屋に属した地で、この北に川があつたが、元和の頃水害を蒙つた。
五、西川橋
古は人は川中の飛石、牛馬は水中を渡つたが、弘化三年十一月十日木橋を架設した。
古昔この附近急流であつたと見え、荒川の名がある。
六、神明社
十九番地古市八良四郎の邸内にある。古市一族の女神であつた。元和元年

廢宅し今泉五郎右衛門が持地となり、爾来同一族の祀ることとなり、同六年天神社の末社となし、明治十年五月一村一社の制によつて村社境内に遷座した。

七、お朝拝
 十二番地にあつた大伴氏治世中農民の日の出を拜んだ處である。

八、小寺前用水
 十四番地先より神田川を引入れ、当字及字小寺前地内に灌漑する。

九、道枝用水
 十四番地先より白滝川を引入れ、当字及字小寺前地内に灌漑する。

十、宗近屋敷
 十五番地より三十三番地に至る所は寛治の頃古市左近宗近の屋敷で大伴氏邸下の名田であつた。

十一、今泉與介屋敷
 五十二番地及別一及二畝十五号は、文永年代今泉四良左衛門の一族で当屋敷を開き併せて附近を開墾した、正安二年徳定泉屋敷を開き移住した跡である。

十二、番匠屋敷
 六十一番地附近は奈良時代に番匠を派遣せられた屋敷で、当賀茂郷内の佛閣建造及梵鐘等の鑄造を爲したものである、此番匠は延喜の末には退去した様である。

十三、村林

六十二番地第三編第三節第九節にある。
 十四、鐘鑄堂
 前項村林の中央にある、敷地一畝半許、奈良時代番匠が梵鐘を鑄造した處で、堂宇があつたが建武の頃廢滅した、五輪と櫻樹とは残つて居る、現今周囲を畑としたが枯株と五輪塔とは未だに存してゐる。

第十九章 字 阿賀地

一、總説

当字の北接は成務天皇の御宇縣府を置かれた處で、当字は最も古く、既に大化の頃には能く開けてゐた。南端は古く柳島があつた、又北界の小道は縣府時代には重要な往還であつた。

二、字名の旧新
 慶長の字名。野添、あかち前、柳ノ木田、柳ノ木、くだま。
 慶長の後の字名。あかち、地藏ノ本。

三、國王天神

祭神 大國玉命 祭日 二月十七日
 營造物 神殿 拜殿 廊下 鳥居

五十九番地境内一及二畝二号、五十八番地社頭一及八畝十号、繼體天皇十六年当地開發の時守護として鎮座。
 建久三年郷士今泉四良左衛門当地に末在当郷を領し莊嚴社殿を改築し一族の氏神とした。

國內神名帳に正五位下國玉天神坐設樂郡と登載。
元龜四年正月武田信玄の兵燹に罹り宮造物古書類焼失。
同年六月朔日字荒井八十四番に遷宮再建し当地を望田した。
四、行時用水
六十一番地先より仙歌川を引入れ、字行時地内に灌漑する。

第二十章

字 行 時

一、總説
当字は継體天皇の朝より開發せられた處に又寛治年代の行時名田もある。
二、字名の旧新
慶長の字名。梅が本、行時、徳定前、女かち前。
慶長後の字名。堂塚、小間田。
山字。堂塚山。
三、堂塚山
三番地五番地、昔は神峰山に属した山系が開墾の爲一團地となつた處、第
三編第一章第五節にある。
四、仙歌堂
前項山中三番地の内五畝歩佛教弘通の頃に建立した仙歌の持佛堂である仙
歌退轉と共に廢滅した。
此の堂の脇に大塚小塚及無數の小塚があるこれは縣府時代の墳墓である。
五、馬捨場

前項仙歌堂跡の東に徳定の馬捨場、西北の僅かに隔つた八會山の隅に山村
の馬捨場があつた。

六、お形場
前々頃堂塚山の東南、細道に接した所に徳定のお形場があり鳥屋部もあつ

七、地元組出
前記堂塚山東畔の川上地と荒畑の一筆は明治九年徳定の地内に組入れた。
又西部の小畑は天保三年山村の人が開墾して同四年山村の地内に組入れた。

八、村社竹生神社
祭神 伊邪那美尊 速玉男之命 泉津事解男命 菅原道真公
素盞鳴尊
市村島比賣命 多紀理比賣命 多紀津比賣命
正哉吾勝勝速日天忍徳耳尊
天菩毘命 天津日子根命 治津日子根命 熊野久須毘命

祭日 三月廿五日
堂造物 神殿 覆殿 渡殿 拜殿 社務所 神庫 鳥居二脚
七番地境内二反六畝十歩、境外林四反三畝五歩、元和六年創立した天神社
に大正五年六月十一日熊野神社を合併して熊野天神社と改稱。

大正五年十月十八日神饗幣帛料供進の神社に指定せらる。
大正六年十二月三十日竹生神社並多藝神社を合併して竹生神社と改稱。

巫子は三蔵子普賢院の明治六年迄御湯立を修行した

熊野神社 祭神 伊弉那美尊 速玉男之命 浪津事解男命 祭日 二月十七日

上古白井家の祖先が神峰山のコウヤソウレヤ井戸入で祀つて居た神を、大

字徳定字中山に住居を定めた時同大字字丁峰三番地ノ四十七に請座した。

崇神天皇の朝熊野大神が此の社に御出現せられ社殿を造つたであら

う。後醍醐盛行者によつて神社の格が具備した様である。

元和六年三月同大字字宮東二百四十三番地に遷座産土神とした。

明治五年村社に列せられた。

大正五年五月三十一日天神社に合併許可、同年六月十一日合祀した。

詳細は第六編第五五章ノ十及第三十五章ノ十六、十七にある。

竹生神社 祭神 市杵島姫命 多紀理比賣命 祭日 二月初五日

延喜廿二年 月初午日山城國賀茂神社祭神の一神武津身命の裔竹生氏が当

賀茂郷を改めて竹生郷司に兼任し当社社を勧請して郷内の産土神とした。

國內神名帳に從五位上竹生天神と登載しある。天宮堂祭神田百八十番地に

元亀四年正月七日兵燹に罹る。

天正二年六月再建、初め近江國竹生島神社を勧請したもので祭神は市杵島

姫命以下二神なりと考へ、竹生島より勧請した。

明治五年村社に列せられた。

大正五年十二月廿五日熊野天神社に合併許可、同月三十日合祀した。

詳細は第七編第五七章ノ四にある。

多藝神社 祭神 素盞烏命 田心姫命 湍津姫命 市杵島姫命 忍穂耳命

善昆命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須昆命

祭日 三月十日

永正二年大字豊榮字石松十二百三十一番地に創立、山王権現社と稱した。

慶安二年三月同大字字東平十二百三十六番地に遷座同時に牛頭天王、八王

子二神を相殿に勧請して天王社と改稱した。

元文五年十一月廿六日幕府代官天野助次郎より社領として高一石を寄附せ

らる。

明治二年多藝神社と改稱した。

明治五年村社に列せられた。

大正五年十二月廿五日熊野天神社に合併許可、同月三十日合祀した。

詳細は第七編第三十七章ノ十及第三十八章ノ三にある。

八幡神社 祭神 譽田別尊 祭日 二月廿六日

營造物 神殿

天文十三年二月新城々々主管沼足継が城北福山村字八幡(今は新城町字橋向に

創立、城家の地主神とした。寛永五年二月廿六日新城々々水野大和守家老竹内弥五左衛門同竹内弥二右

衛門再建造營。此の時より官祭奉納せられた。慶安二年二月廿六日領主管沼定實入部以来地主神として神弓祭を最重に舉

行せられ杉山村中にて祭務を掌る。

明治二年官祭廢止せらる。明治六年一村一社の令により同十年五月当境内に遷座し八幡社と稱した。

棟札 山門住僧大律師運海

奉再造八幡大菩薩宮

己時寛永五戊辰二月二十六日 設糸郡枚山村神主古市五郎左衛門敬白
地頭水野大和守 竹内弥五左衛門 竹内弥二右衛門
兵子共 今泉忠左衛門 今村藤四郎 石田惣兵衛

裏 大施主御上様

御地頭菅沼新八郎源運富公

奉造立八幡宮一宇

三河國設楽郡枚山村 村人

國家安全

遷宮祭主

糸 遠江藤原吉賢

今泉忠左衛門重暎
今村六兵衛雄貨
龍川惣兵衛朝貫
古市五右衛門

裏 安政六己未二月十三日

新城上町大工棟梁河部富三郎光吉
山部半十郎重雄

大正五年五月三十一日熊野神社境内八幡神社を合併して八幡神社と改めた
其由緒
八幡神社 祭神譽田別尊 祭日 十一月十五日

寛治七年西郷領主大伴致弘大字徳定字神ノ前五百六十三番地に地主神として勧請、弘治二年徳貞城主菅沼又左衛門亦崇敬した。天正十八年村の崇敬社となる。明治六年一村一社の令に基き同十一年村社熊野神社境内に遷座。大正五年五月三十一日八幡神社に合併した。第六編第三十四章参照。

大正五年十二月三十日多藝神社境内八幡社を合併した。其由緒
八幡社 祭神 譽田別尊
永正二年白子城代佐宗大膳大字豊榮字白子ナギナ三十七八番地に地主神として勧請、明治五年一村一社の令に基き同年正月村社多藝神社境内に遷座。大正五年十二月三十日八幡神社に合併した。第七編第四十章参照。
詳細は本編第四十二章に在る。

二宮神社

祭神 素盞鳥尊 天照大神 多紀理比賣命
菅造物 神殿 覆殿 但覆殿は八幡神社と一棟

大正五年十二月三十日大字豊榮竹生神社境内素盞鳥社に同境内神明社、多藝神社境内竹生奥宮社を合併して當境内に遷座二宮神社と改稱した。

由緒は元の三社に分記する。
素盞鳥社 祭神 素盞鳥命

康保元年十二月大字豊榮字神田竹生神社元境内の一部大字杉山字森高三十二番に末社として勧請、天王社と稱した。
天正二年六月本社の傍に遷座。

明治二年八月素盞鳥社と改稱。
大正五年十二月三十日当境内に遷座し神明社及竹生奥宮社を合併して二宮
神明社と改めた。第七編第七十七章参照。
天慶三年六月大字豊栄字計加地六百三十番地に末社として勧請。明治五年
一村一社の令に基き明治十年五月大字豊栄竹生神社境内に遷座。
大正五年十二月三十日二宮神社に合併した。第七編第七十七章参照。
竹生奥宮社 祭神 多紀理比賣命
壽永三年老平助太夫の祖先が大字豊栄字山口千四百四十三番地に同族の氏神
として勧請大明神と稱した。
明治五年一村一社の令により村社多藝神社境内に遷座。
大正五年十二月三十日二宮神社に合併した。第七編第三十六章参照。
前記した二社は本社の東に在して一棟の覆殿内にある。

別山社

祭神 武津身命

天正二年以来本社祭神を近江國竹生島神社祭神市村島姫以下二神を祀つた
ものと勘へてゐたが、後山城國賀茂神社祭神中の一神武津身命であるとい
ふ神託によつて、天正十八年これを別山社として祀つた。
大正五年十二月三十日当境内に遷座。

稻荷社

祭神 倉稻魂命

延喜廿二年二月初午日大字豊栄竹生神社境内末社に勧請。
大正五年十二月三十日当境内に遷座。同時に当境内稻荷社、熊野神社境内
稻荷社、多藝神社境内稲荷社を合併した。
合祀した神社の由緒、
稻荷社 祭神 倉稻魂命
宝永六年二月三日天神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。
稻荷社 祭神 倉稻魂命
宝永六年二月熊野神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。
稻荷社 祭神 宇賀魂命
宝曆十四年二月多藝神社末社に勧請、文化三年十一月正一位神階免許、大
正五年十二月三日当社に合併。第七編第三十七章参照。

若宮社

祭神 大鷦鷯尊

宝永六年二月大字豊栄竹生神社境内末社に勧請。
大正五年十二月三十日当境内に遷座。同時に当境内若宮社、熊野神社境内

若宮社、多藝神社境内若宮社を合併した。
 合祀した神社の由緒、
 若宮社 祭神 大雀命
 宝永六年二月三日天神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。
 若宮社 祭神 大鶴鷲尊
 宝曆五年三月熊野神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。
 若宮社 祭神 大雀命
 宝永六年二月 藝神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。

伊雑神社

祭神 伊佐波登美命
 營造物 神殿

寛政三年正月大字豊栄竹生神社境内末社に勧請。
 大正五年十二月三十日当境内に遷座。同時に当境内欽神社、熊野神社境内
 欽神社、多藝神社境内欽神社を合併伊雑神社と改稱した。
 合祀した神社の由緒、
 欽神社 登神 伊佐波登美命
 寛政三年正月天神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。
 欽神社 祭神 伊佐波登美命
 寛政三年正月熊野神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。
 欽神社 祭神 伊佐波登美命

明和四年四月多藝神社末社に勧請、大正五年十二月三十日当社に合併。

多賀神社

祭神 伊邪那岐尊 瀬織津姫命
 營造物 神殿

大正五年十二月三十日多藝神社境内瀧明神社を当境内に遷座、同時に当末
 社多賀神社を合併して多賀神社と改稱した。
 合併前の由緒
 瀧明神社 祭神 瀬織津姫命
 永正三年白子城代佐宗重之が大字豊栄字石松千二百八十二番地大瀧の傍に
 建立、明治五年一村一社の令により村社多藝神社境内に遷座、大正五年十
 二月三十日当境内に遷座。
 多賀神社 祭神 伊邪那岐尊
 天保六年二月七日天神社末社に勧請、大正五年十二月三十日瀧明神社に合
 併して本社號を稱す。

勸請之證

多賀大社

上包 證狀

箱書

證狀 別當所

天保六年乙未
 孟春初兩日
 寶澄四印

三州 秋山村中

社宮司荒羽氣神社
祭神 豐受比賣命 大己貴尊荒魂

大正五年五月十一日当境内末社神明社に熊野神社境内社宮司社及荒羽々
氣神社を合併、社宮司荒羽氣神社と改稱した。

合併前の由緒
神明社 祭神 豐受比賣命
明治元年四月十一日当村神明宮を分社して末社に勧請

社宮司社 祭神 豐受比賣命
上古大字徳定字宮東二百十三番地ノ一に石神といふ神を祀られてある、元
和六年三月熊野神社境内に勧請、大正五年五月十一日神明社に合併。

荒羽々氣神社 祭神 大己貴尊荒魂
正徳二年三月熊野神社末社に勧請、大正五年五月十一日神明社に合併。

國玉天神社
祭神 大國玉命 天照大神 菅原道真朝臣幸魂
營造物 神殿

継體天皇御宇十六年当地切開の時大字杉山字阿賀地五十九番地に大國玉命
を奉祀した。
建久三年郷士今泉四良左衛門当地に末住当御を領し当神社を一族の氏神と

定の文永元年今泉忠久を宮主とした。
國內神明帳に正五位下國玉天神坐設樂郡と登載してある。

元龜四年正月七日兵燹に罹る。
同年六月朔日大字杉山字荒井八十四番地に遷座再建其棟札、
天下泰平國土安穩 元龜四年癸酉六月朔日

奉再建久玉大明神宮正遷宮 今泉彦五郎 利賢
風雨順時五穀成就 称宜今泉孫太夫久清

又棟札
任於大神通 天下泰平國土安穩 御地頭所御武運長久 今泉忠左衛門陽豫
奉再建新造社久玉大明神正遷座 産子中
鳥悅利生故 風雨順時五穀成就 大工前澤宰治郎由規
遷宮祭主白子村 熊谷左中源直重敬白

夏 干時文政十三庚寅年 三州設樂郡 板山村中屋
二月二十三日

明治二年八月國玉社と稱す。
明治六年一村一社の令により同十年五月当境内に遷座した。本編第十九章
及三十九章参照。
大正五年六月十一日當境内神明宮及熊野神社境内天満天神社を合併して國

玉天神社と改稱。
 合祀した二社の由緒、
 神明宮 祭神 天照大神
 寛政七年古市一族の氏神として大字杉山字宗近十九番地古市八良四郎邸内
 に建立、元和元年同家廢宅今泉五郎右衛門の持地となり同一族の氏神とな
 し同六年天神社の末社とした。
 明治六年一村一社の令により同十年五月当境内に遷座、大正五年六月十一
 日國王社に合併した。本編第十八章参照。
 練礼

寛政十一年
 天津神國津神三前院之四渡之神 神明明神
 未六月十六日
 新城下町 大工惣右衛門
 赤宜今泉五郎右衛門宗定

裏
 三州新城
 下平井村
 神主高柳大隅

天満天神社 祭神 菅原道真朝臣幸魂
 正安二年今泉聖介が大字徳定字大入三百二番地に勧請同族の氏神とした。
 明治六年一村一社の令により同十一年十二月村社熊野神社境内に遷座。大
 正五年六月十一日國王社に合併した。第六編第廿七章参照。

素盞鳥社

祭神 須佐之男命

菅造物 神殿
 永祿五年端城築城の節石田家の氏神として大字杉山字荒井五十七番地に勧
 請天王社と稱した。
 明治二年八月素盞鳥社と改稱した。
 明治六年一村一社の令により同十年五月当境内に遷座した。本編第三十九
 章参照。
 案ずるに石田家は最初御司存に住した頃は竹生神社末社の天王社を氏神
 としてゐたらしい、永祿五年石田惣右衛門が端城々下に居を定むるに方り
 同社を分社したのであらう。

鷺田社

祭神 伊弉冉尊 配祀 連玉男之命 泉津華解男命

仁和四年近江国甲賀郡塩瀬里塩瀬館内に紀州熊野三所を勧請氏神とした。
 爾来高商の所々に移住する毎に遷宮し、天正八年二月塩瀬久次が作手御塩
 瀬城より大字杉山字篠刈二番地に遷座し鷺田権現と稱した。
 明暦元年八月十日暴風にて社殿及創木の甚大なる災害に罹り地頭の免許を
 得て同二年三月九日同大字字荒井五十二番地に遷座した。
 明治二年八月鷺田社と改めた。
 明治六年一村一社の令により同十年五月当境内に遷座した。この時は本殿

に覆殿を重収鳥居もあつた。本編第廿六章及三十九章参照
棟札

嘗 明曆貳年采北泥灘
奉建立熊野三所権現之御社増富貴自在如意安全之所也
清至初九天 施主敬白

裏不明 地頭菅沼主水正 願人 城所次郎右衛門
惣地下各々衆取持也 大工徳定村理兵衛

嘗 元文五歳 導師当国八名郡字利半孫村
松陽山洞雲寺現任法印離言欽言

梵字 奉造菅鷺田権現 一字諸願成辨吉祥處
三州設樂郡秋山村 願主城所治郎右衛門景休敬白

裏 佛詣に付略
安永六乙酉正月廿九日 三州秋山村 願主塩瀬嘉七正春
速王之用 天下太平
奉造立伊弉冉尊社 一字諸願圓滿所 王時安徳 長久五歳成就乃良安樂
泉津事解 當家徳蓮 大工當村 井下改右門勝善

文化七庚午四月吉日 当所宮移 古市宮内末明 謹白
奉造立鷺田大権現社 一字諸願圓滿所 三州設樂郡秋山村願主 塩瀬甚左衛門 貢中
天下太平村中安全

奉納 鷺田神社
願主 塩瀬鑣吾 大伴義則
裏書 鷺田神社上棟文
三河國設樂郡富永莊秋山村に奉勸請鷺田大神の御社ハ往昔奉祭伊弉冉尊處
願主ハ塩瀬大伴氏也承應年中及大破依之同正後奉修造之干時寛文十一亥八
月二十七日奉熊野神社大権現其後五ヶ程奉修造義則代再ハ鷺田神社之由
り奉納其時御社江十木雄木等を組上申奉棟者也 天下泰平國家安全
干時明治貳年己八月 願主 塩瀬鑣吾 大伴義則

願訪神社 奉御名方命 八坂刀賣命
嘗造物 神殿
明和三年十一月廿七日半田村田、秋浦の三族の崇敬社として大字杉山字
野中八十四番地に勸請之時は上下の二座であつた
明治二年八月二座を總稱して願訪社と稱した。

明和三年十一月廿七日半田村田、秋浦の三族の崇敬社として大字杉山字
野中八十四番地に勸請之時は上下の二座であつた
明治二年八月二座を總稱して願訪社と稱した。

明治六年一村一社の令により員外社となり同十一年十二月当境内に遷座した。

棟札

三品設樂郡西松山村

宮此度奉建立鑰之義者

奉新建立諏訪上宮大明神社檀一宇御内

氏子之内共守之役人預相定

惣氏子

明和 三歳

当国同郡的場

夏

丙戌 土月廿七日

遷宮導師

金胎寺延壽寺敬白

大工今泉忠衛

右同様の棟札が下宮にもある、但上宮の文字は下宮とあるのナ。尚一枚浦久兵衛方の古文書に、此上下二枚の棟札を寫して其次行に、

一御遷宮取持帳面ニ記在之御事

牧浦忠兵衛

伴田半右衛門

太良左三門之ヲ書置

としてある。

大正五年六月十一日熊野神社境内末社諏訪神社を合併して諏訪神社と改めた。同社の由緒

諏訪神社 祭神 建御名方命 八坂刀賣命

延享三年二月熊野神社末社に勧請、大正五年六月十一日当社に合併。

以上は本社及境内社の由緒である尚神社明細帳に脱漏した神社が数多あり

つて合併出願の際脱漏神社として現存の境内社に合併して其由緒を明にし

たのである。其脱漏せる祭神並社名は、熊野神社の祭神を一柱として他の境内社を登載せぬこと、

熊野神社の祭神を一年一村一社の解釈を一神一社と解したに基いたのである、

天神社霞殿内に坐す末社の四社を登載しないこと、

竹生神社の飛地境内末社の神明社を廢却したこと、考へて境内社に入れぬこと、

多藝神社の境内に遷座した大明神社を脱漏せしこと、

山神祠 大山祇命

祭神 大山祇命

内一祠は大字徳定字厂峰三番地ノ廿九に上古から祭祀、大正五年十二月三

十日当境内に遷座。

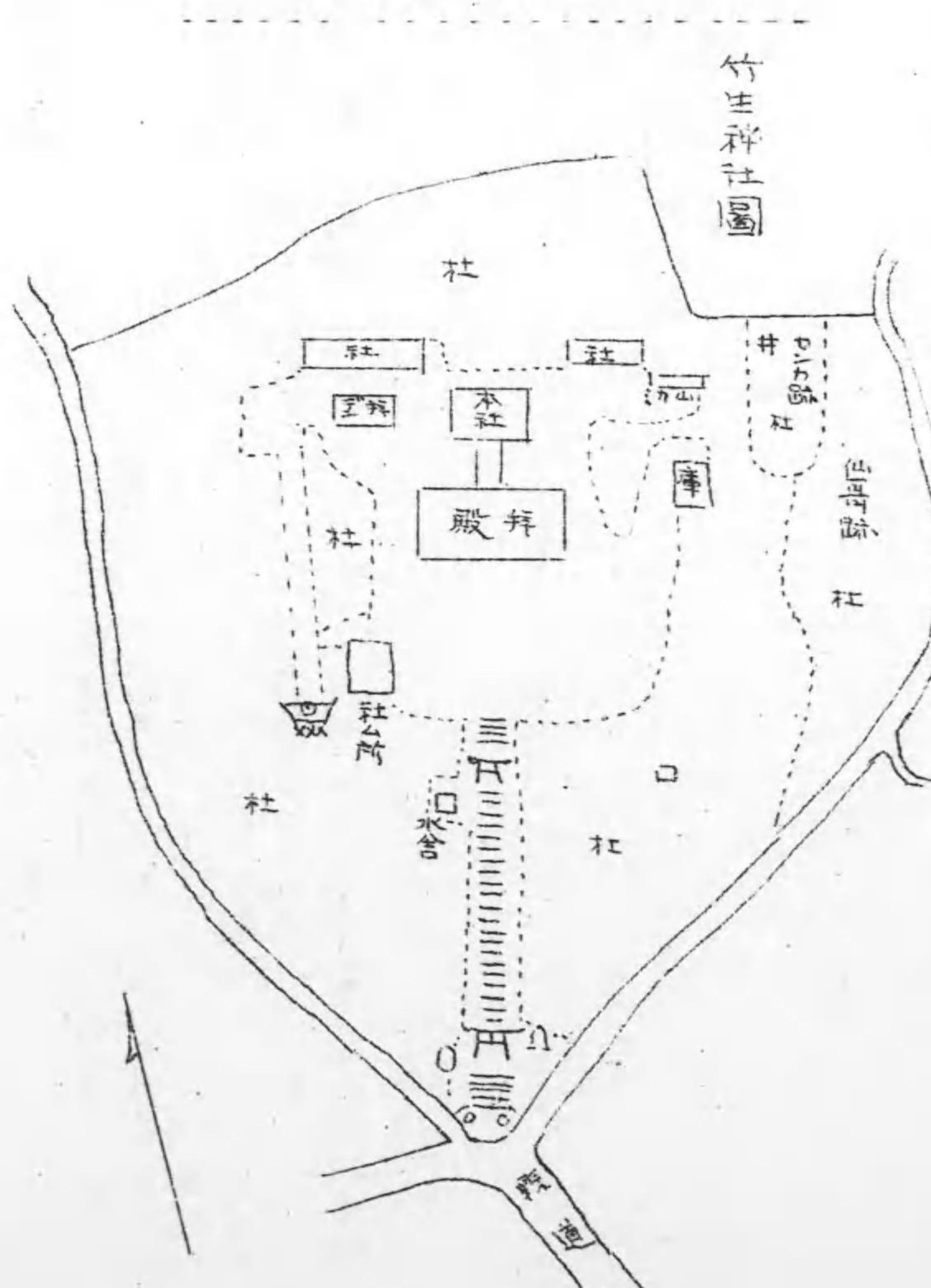
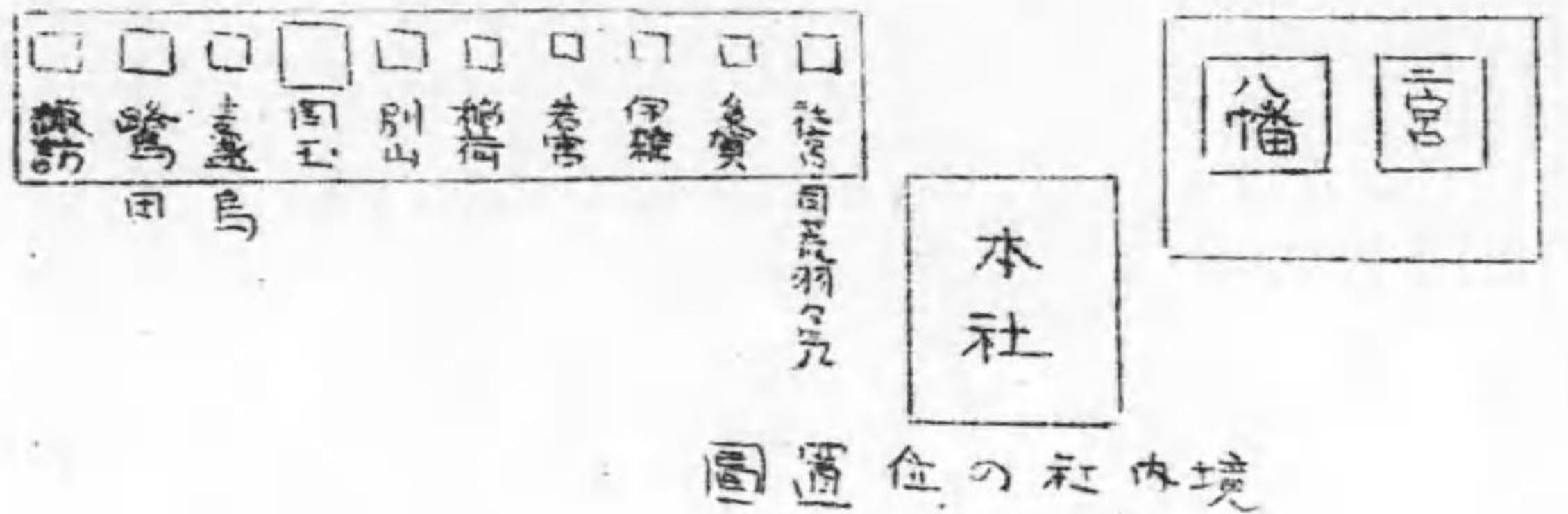
内一祠は大字杉山字大久後四十九番地に建武から祭祀、天保十四年四月七

日石祠を遷して、明治四十年当境内に遷座。

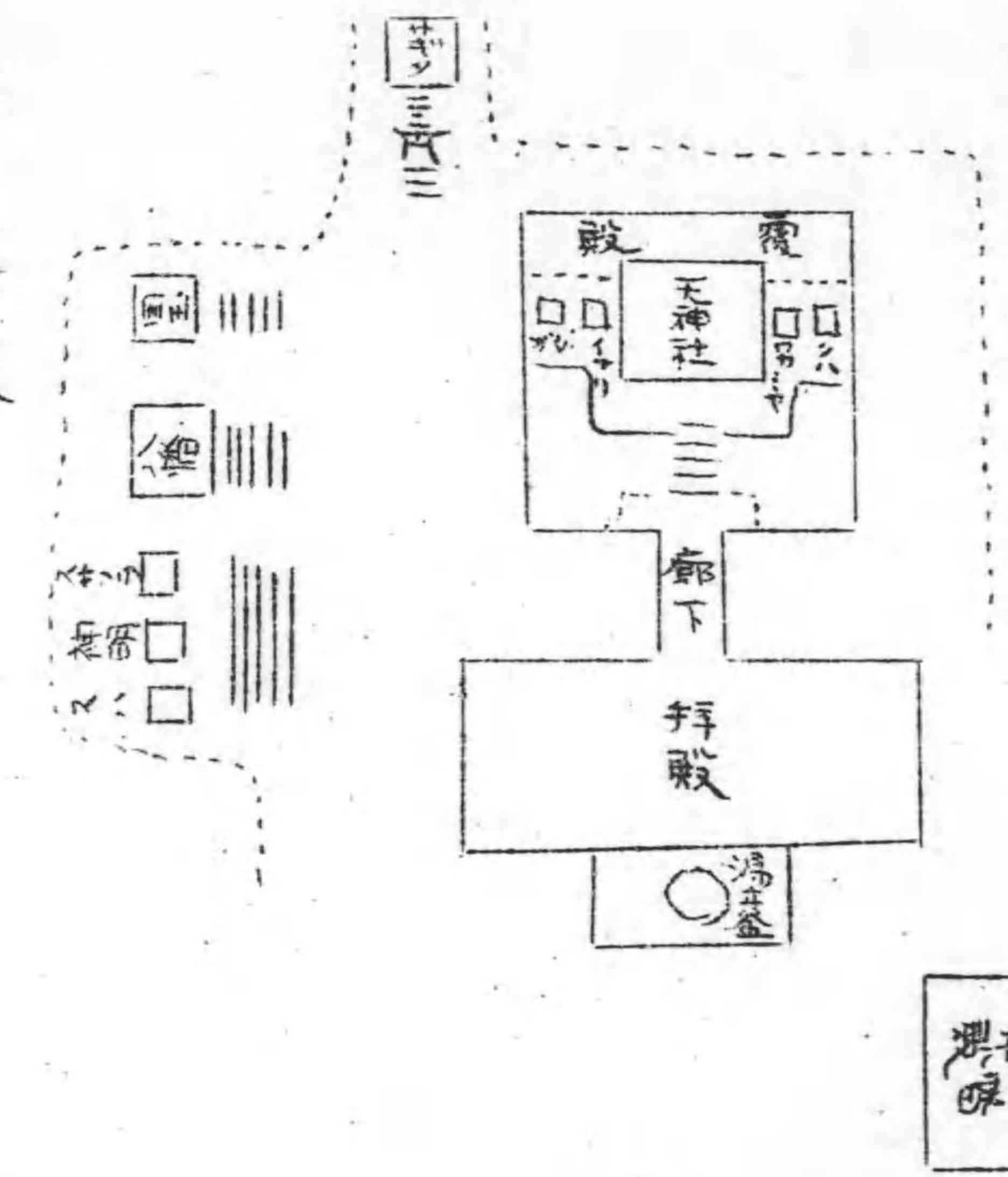
内一祠は大字杉山字前野二番地に永禄五年から祭祀、天保十年石祠を遷して

明治四十年当境内に遷座。

内一初は大正五年（西曆一九一六年）十月二十六番地に建武頃から祭祀、明治廿六年（西曆一八九七年）を建て、大正五年十二月三十日当境内に比座。



明治十一年天神社境内社の位置。



正誤
 二六枚表 天神社ノ下「水舎」ヲ挿入、
 二八枚裏 九行 青三十一日、六月十一日、
 二九枚表 四行 同上、
 三十四枚裏 二行 遷座した。ノ下に左項挿入
 「本編第二十九章参照」
 三三枚裏末行 泉津事解ノ下「之四」ヲ挿入

九、仙歌屋敷
 六番地の内前項竹生神社の東北に二櫓の荒島がある、上の櫓には井戸や
 五輪塔もなして居る。これは継體天皇の御代十七年上方から仙歌之云ふ者
 が来居して当地附近を開発したのである、この末裔は弘安の頃まで住し

たらしい、慶長後地歴には永荒島で主は「せんか」としてある、無年貢地なる故元和六年神社としたのである。

十、公宣道
山村の茶屋堂より字宗近の馬渡に至る道を公宣道といふ、文武天皇二年敕使草鹿公宣卿の通過せられと口碑に傳存する。

十一、神田橋
弘化三年神田川に始めて架橋した、この辺元和寛永の頃神田があつた故、川名及橋名を付した。大正元年縣道改修によつて下流に架替した。

第二十一章 字 小寺前

一、總説
当字は延喜の頃より開發せられた處である。

二、字名の旧新
慶長の字名。荒川、前田、小寺前、前川。

三、慶長後の字名。島畑、橋上。

三、川の變流
仕番地の南に神田川があつたが、元和の頃出水の爲田の真中が川となつた。

四、寺井用水
十六番地先より神田川を引入れ、当字の一部に灌漑し併せて中井の豫備用水とした。

五、五輪塔
十六番地前項井口の傍にある、正養寺に関する塔であつたが、今はない。

第二十二章 字 森高

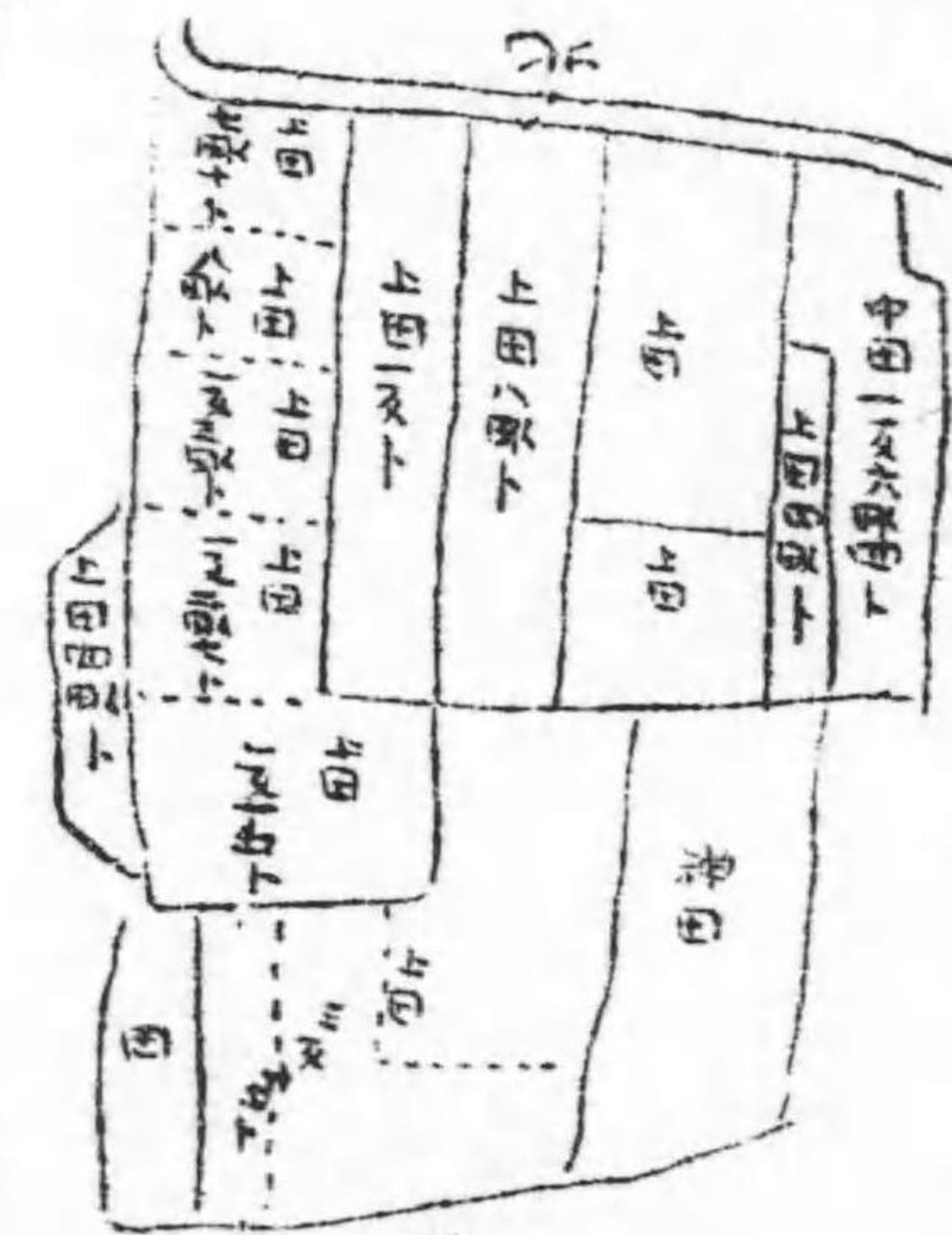
一、總説
当字は板敷竹生神社の杜で、天正年代に開墾した、其内北半は島とし南半は田となつた、又北半の大部は寛文年代に田に直した。

二、字名の旧新
慶長の字名。小寺前、行時、森高、道端、寺ノ内、宮ノ前、神田畑。

三、慶長後の字名。木藪下、宮下。

三、田區改良
天正の初年竹生の杜を島に起した内で、山村の山本太平次が區劃を整理して田とした處。

寛文十一年 神田成の十圖



南
又別を記してあるのが太平次
の持地、他は隣地へ整理

四、大慈山正養寺

本傳十一面觀世音

施餓鬼定日七月七日

營造物 本堂 庫裡 門

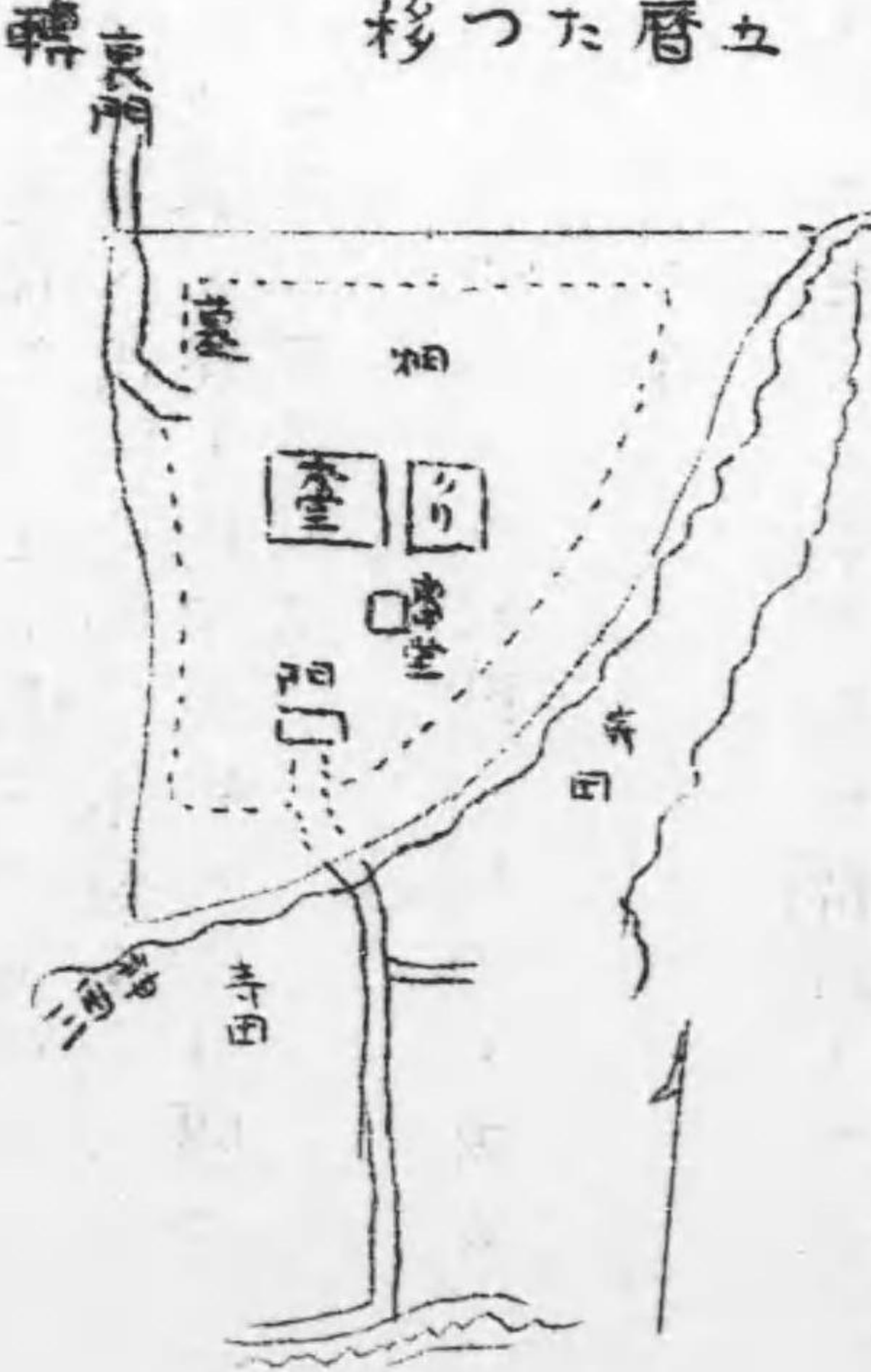
廿三、廿四番地境内二反二畝十八歩、大同年間庚申堂を建てた處に、應安三年觀音堂を建添した、永正二年三月間空觀聲和尚が泉龍院より此の觀音堂に入り本堂に改め而して庫裡を造り正養寺と號して同院の末寺とした。開空和尚の示寂後は泉龍院より時々僧侶を派出して天正十一年に至り鉄眼記室を住持とした

當時松山村中が信徒であつたが、永禄五年から万福寺に信徒替をしたのと、明暦前後に信徒の大部が南方に屋敷替をしたによつて、不便を生じ信徒の協議によつて寛文三年十一月字野中五十三番地に移轉した。

境内佛堂

庚申堂

大同年間の創立で、寛文三年字野中に轉地した。五、天王社 三十二番地に及つた詳細は竹生神社の條にある、田畑に社跡二坪を存し櫻を植ゑてある。



六、木籠下用水

三十四番地先より神田川を引入ル、当字内に灌漑する、当地は竹生社の木籠の下を天正二年に起した所である。

七、宮下用水

大字豊栄字水落で豊田川を引入ル、当字に灌漑し、且字溝下の下井用水の設備とする、此用水を下井に通ずるには三十八番地先にて木桶を以て白滝川を越えたが明治十六年この木桶及び近の溝を築し現今の如く下井堰口に注入する様に改めた。この用水の起りは天正三年である。

八、水車

三十九番地の水車屋は文化二年字中屋五十二番地より移轉したのである。

第二十三章

字 茱 萸 ケ 本

一、總説

当字は全部竹生神社の杜であつたが、天正二年より數年間に開發した。

二、字名の旧新

慶長の字名。茱萸が元、神田畑。

慶長後の字名。宮下、宮ノ前、木ノ下。

三、木ノ下用水

十七番地先より藤川を引入ル、大字豊栄の井原用水に續く。

第二十四章

字 溝 下

一、總説
 当字古は白滝川反豊田川共川中廣く且川原もあつたが、寛永より寛文に至る頃兩岸共新田を押し出した爲、川中が狭まり時々水害を受くるやうになつた。
 この附近堤塘は文祿以後新田開發の爲築造した。
 延喜時代の人家は豊田川沿の低地にあつたが、墾田の爲字中屋の西部に越した、今尚田直しの時旧跡を發見することがある。
 二、字名の旧新
 慶長の字名。河原、堤、溝下、竹ノ下、木ノ下、西川、早稲田、井ノ下、樋田、下河原。
 慶長後の字名。井原、宮下、國重。
 三、木籠下橋
 昔下井の出末た時代にはこゝにて白滝川を渡り木籠下に通じたが、慶應元年現今の所に架橋し道を南側の堤塘の上に替へた。
 四、下井用水
 十二番地先白滝川豊田川合流の下巴淵から引入れ九が、寛文年代十三番地先白滝川から引入るゝ様は替へた、灌漑田面は当字及字フロコシである。
 五、中井用水
 十九番地先より白滝川を引入れ、当字及字フロコシ地内に灌漑する。

第二十五章 字 中屋

一、總説
 当字の西部は成務天皇の朝麻野縣の治世に麻種を作つた所で漸次人家も殖え天正の頃には二十餘戸もあつたが、寛文以降新切地に轉宅して今は五戸残つてぬる。
 二、字名の旧新
 慶長の字名。南島、資義前、喜見庵、中屋居館、中屋、竹ノ下。
 慶長後の字名。堂後、堂脇、奥垣内、麻草。
 三、神ノ木
 八番地に杉の大木があつた、竹生神社の社頭に当り神木である、又十番地に宮りカと稱し同社一、鳥居があつたが天正の末年何れも無くなつた。
 四、喜見庵
 十九番地境内五畝歩、建久三年今泉四良左衛門当郷を領した当時、持佛堂として建立したが寛文の頃廢却した。
 五、馬神祠
 一、番地、内竹林十歩にある。弘安の頃今泉四良左衛門の飼馬を棄つた所。榎の古木がある、文久三年石祠を建て之を祀る。麻疹に効驗著しとて参詣者が多い。
 六、馬神は四良の馬なるより後人白馬と呼んで麻疹病除の神と崇めた。
 七、中屋居館
 廿三番地面積七反五畝歩、建久三年平居郷士今泉四良左衛門当郷を西郷と稱し西館兼帯に居住し、弘安七年野田御今の大字豊嶋字廣瀬川原

に移轉した。当館に住した世代

今泉四良左衛門延忠 左衛門尉
平居郷士今泉四良左衛門延久 長子、父の領地を襲ひ一族を移住せし

め大壑田をした。 藤九郎、左衛門尉

今泉四良左衛門延正 藤九郎、左衛門尉
延忠長子、父の領地を襲ひ、弘安七年野田郷矢敷屋敷に移る。

此一族伴隨の者は始め館の内に居住したが文永元年各自屋敷を構へ左の郷

戸となつた。 今泉九良左衛門は中屋々敷に、今泉豊介、今泉左衛門太郎は番匠屋敷に

各々邸宅を開いた。 今泉五郎右衛門は下中屋に、今泉八良五郎は越し前に、今泉孫惣は山村

今泉五郎右衛門は下中屋に、今泉八良五郎は越し前に、今泉孫惣は山村

今泉孫一郎は机屋敷大伴氏の家臣であつたが当郷士に帰順し弘安七年に

越し前に開定した。 尚今泉五良右衛門の一族の中で当館に居残り慶長の末年番匠屋敷に移住

した。 西郷村役場

七、西郷村役場
世三番地ノ二外一筆敷地五畝十一歩、明治廿二年十月一日町村制実施とな

つて西郷村を組織し、村長今泉三郎、助役中嶋龜造、収入役今泉豊三郎其

他諸吏員が就職して、村役場造営の議が定まり、杉山の郷藏を移築改造し

て翌廿三年一月八日開廳式を行つた。 間口五間半奥行三間半玄関と門とを

構へた構造であつた。 明治三十年保永村の民家を買取り加築して廳舎に建

続した。この間口七間半奥行四間半である。この増築で充分に執務するこ

とを得た。其間取は、村會議場、議員和室、會議室、玄関、收入役室、玄

関、土間等であつた。 明治三十九年五月一日十郷村となつた爲、會議場は野

田、巡查駐在所に、事務室は十郷小学校内教員住宅に移築した。

八、資美屋敷
三十三番地又別約一反歩、大化改新班田の役人が察存の時当所に居住を

構へた伴田資美の屋敷で子孫連綿として續いたが、室永の頃江戸に出た。

伴田の氏は明治七年改正戸籍から伴田と改記したが、此以前半と書いたの

もあつた。この資美は伴田家の本元で、邸内に神樂詞があつたが退轉の時七

右衛門邸に遷した。現今尚一族を祀つてあり。 資美といふ稱は一部の地名にもなつて入會山の古書にも載つてある。

九、塩瀬屋敷
四十七番地宅地五反歩、中屋居館の大部を占む、天正八年二月塩瀬定勝が

徳貞の大屋敷より未住し、爾末連綿現今に至つて居る。其家譜の略書は、
塩瀬宮内左衛門 資時
弘安初年近江国甲賀郡塩瀬里より楊山度々日記に未住、当郷々士とな
り当郷を領し元徳二年八月九日卒、
塩瀬左馬之介 直資
資時の長子、建武二年楊山保司となる正平六年八月五日戦死、

塩瀬左馬之介 資行 父の職を継ぐ、文中元年四月卒、

塩瀬左衛門尉 直家 父の職を継ぐ、

塩瀬宮内左衛門 資利 父の職を継ぐ、文安二年下村に移り文安五年五月三日卒、

塩瀬兵衛之助 直則 明應三年六月廿九日卒、

塩瀬兵衛之助 資久 塩瀬城主、

塩瀬甚兵衛 久次 塩瀬城主、徳貞大屋敷にも在、

塩瀬権次郎 久勝 大屋敷住、

塩瀬甚六郎 久俊 弘治二年三月朔日布里にて戦死、

塩瀬奥太郎 定勝 甚之丞、

久俊嫡子 天正八年二月当邸に未住、元和六年八月十三日卒、

以下省略 現代塩瀬時平、

前記系譜中久俊の男定勝係に名僧海國洞授禪師が女つた。今洞上聯燈録に依つて其傳を掲げる。原漢文、

越前州孝頭國洞授禪師は、春州設樂郡の人なり。姓は大伴氏、十一にして出家し、泉龍光國和尚を禮して落髮受具す。十六にして東遊し、久しく興に法を興置に嗣ぐ。結城左金吾源晴朝請ひて城東の福嚴寺に住ましむ。次に孝頭に移る。然も堂廡毀弊して境地も亦揚らず。師晴朝に謀りて寺基を城南の勝地に遷し、殿宇を鼎新す。結制の附籍五千指に満つ。後に黃門源秀康卿移りて越前の福城に主たり。此に於て新に一院を建て、師を請ひて開祖となす。又孝頭を以て之に名く。蓋し其本を忘れざるなり。慶長七年秋八月京師を觀光して高臺寺に寓す。因りて詔を奉じて入内し、特に紫衣并に心月圓光禪師の號を賜ふ。既に還りて三子師の爲に逆め石浮圖を造りて銘を請ふ。師乃ち銘して曰く、月に吼え風に嘶ゆ、石馬牛。寒巖立叫を比丘。塔前去。去々生公の説。説いて驢年に到れども點頭せずと。慶長戊申二月二十八日世を謝す。

四十九番地宅地五反一畝十步、郷土今泉四良左衛門延忠に隨從して来た今泉九良左衛門忠久は文永元年正月四日当屋敷を開き之を中屋と稱し苗字門構の免許を兩來引續き相續現代今泉忠左衛門に至つてぬる。同家十二代に陸奥國に分家した者がある左に其大丸を記載する。

今泉忠左衛門二男

永徳元年生

延宝四年奥州津輕藩では諸國に産物の運人を城下に募集した時、新城藩營
沼家の勧誘に應じて紙漉業傳授の爲津輕藩に召抱へられた。明治十年代迄は
當時当東三河では農家の副業に紙漉をしてゐたもので、

楮の残りや少くは紙漉に存した所があつた。

延宝五年己正月三日津輕江戶屋敷に傳兵衛(廿七歳)は傳兵衛(十九歳)を伴ひ
藩主津輕信政公に御目見仰付られ紙漉頭を拜命した。

同年七月廿一日忠左衛門、傳兵衛、彦兵衛と供權兵衛外二人都合六人は自
宅出立、同月廿六日江戶著。領主管派江戶屋敷に参上同月廿九日江戶出

立、八月十三日弘前著。十四日津輕城に伺出苗字帯刀御免年金拾五兩七人
扶持下され、直に町年寄衆松山彦左衛門(今の弘前市新町横町)に足付して、

十六日城下の富田村紙漉所内に引移つた。

忠左衛門は翌延宝五年十一月三日弘前を出立、同月廿七日江戶にて新城
、津輕兩藩の屋敷に御禮言上、十二月八日歸宅した。

其後十年間紙漉の業を働いたが、寒国で参州吉田紙の如き良品が出来ぬ爲
、貞享四年に御暇を仰せ下される場合となつたが、当地で妻子も出来且つ

住馴れた事として永住致したいと願ひ出たので、左の御沙汰を下され、
傳兵衛へは目野沢中鑛山の米味噌酒取扱仰付られ駒越村の内岩木川土臺派

柳原(今の弘前市駒越町二丁目)を屋敷に切り開けと云つて拜領した。

彦兵衛は新田開発の儀を出願したから、岩木川と平川との合流地大川添に

て林野一町歩を屋敷に切開けと云つて拜領し、新田を開発すべしと命ぜら

れた。

傳兵衛は一旦帰國の上実家と相談して御用達の外に酒造業を経営する事に

決した。これは彦の彦兵衛に新田を開かせて米穀を得原料となす積りであ

つた。

彦兵衛へは墾田に要する人夫十人馬十頭と農具糧食等を與へ、貞享四年十

月傳兵衛がこれを引連れて津輕に赴いた。

傳兵衛は拜領した柳原を屋敷に開き、居宅、向店、酒藏、米藏、薪置所、

其他敷棟を造り、彦兵衛は大川端の林野を切起して、居宅、土藏、二棟納屋

を造つた。

忠左衛門は元禄元年辰七月十二日自宅出立、八月四日弘前傳兵衛宅に着、

津輕城内に御禮言上した。

傳兵衛は八月十五日家移りの祝を行ひ、駒越町と名つけた。

酒造の指導者は傳兵衛專の父弘前大工町酒屋伊右衛門である。

猶最初供に運れた家末中村權兵衛外二人は其の終産人として居た此の人

は野田中村(大字豊嶋)の出身である。

彦兵衛は八月十六日家移りの祝を行ひ大川村と名づけた。今の青森縣中津

輕郡藤代村大字大川である。傳兵衛は八月十八日弘前出立、九月六日江戶を経て十二日に帰宅した。
傳兵衛は從前の通り苗字帯刀御免を得、元文三年三月廿八日死去。八十六
歳。法名桃園院鶴叟良玄庵主、勝岳院に葬る。

この院跡は、生家庭園の桃樹を記念として、自宅に桃園を作つたのに因つたのである。

爾後子孫相統現戸主十代目今泉高福。

今泉忠左衛門三男

今泉彦兵衛 萬治三年生

大川村に新田開發のことは、前記傳兵衛の條に記載した。一代中に田七町歩餘島二町歩餘開墾自作して十人の人夫と十匹の馬とで大表を爲し、稻も三月中頃迄にこなした。領主から左の役裁を申付られ苗字帯刀御免を得た。

藤代組大庄屋大川村庄屋兼帯

手代大川村半左衛門、弥次右衛門、青女子村助右衛門、木筒村善太郎

松前街道人馬取傳取締役 貞享四年に秋山から人夫に趣いた者も、其後銘々一家を成し苗字を杉山と

してゐる。

左の如き俚謡が残つて居る。
大河村の大庄屋奥の一と間を掃くときは帯はいらぬ

かんこ著物の裾で掃く

考兵衛は寛保元年八月十八日八十二歳にて死去。法名喜叟了念庵主、邸内に墓地を新設して葬る。

爾後子孫相統現戸主十代目今泉忠兵衛。

十一、蟬草

前項中屋々敷より古くから産出する冬虫夏草の一種で、維新迄は毎年御殿醫に献上した。こは解熱剤に用ゐたのである。

大正二年田尻縮二郎博士が蟬頭頭端と書せられた。

十二、戸長役場

明治十二年一月一日杉山村戸長役場を設くる時、前記邸内の明座敷十坪を使用したが、同十七年八月一日第三組戸長役場を引続き此所を使用し、同十八年五月一日杉山村外三箇村戸長役場と改稱し、同廿二年十月一日尚引統いて西郷村役場の夜廳舎とし、翌年一月八日新築の廳舎に移した。其吏員は、

杉山村戸長役場

自明治十二年一月一日至同十七年七月三十一日

戸長今泉三郎 筆生今村藤四郎 筆生半田仁平

第三組改杉山村外三箇村戸長役場

自明治十七年八月一日至同廿二年九月三十日 戸長今泉三郎

自明治十七年八月一日至同廿二年三月三十一日 書役今泉吉五郎

自明治十八年一月一日至同廿二年九月三十日 同 中嶋亀造

十三、高札
前項宅地の西南隅にあり、文永元年領主の建設したもので、明治十二年撤去して秋葉常夜燈を建てたが、尚この柵外に同年より掲示場を設けた。前掲示場の傍に村の中央標を明治八年に建て幾度も村を畫直して明治三

十九年五月撤去した。
 十四、上井用水
 五十二番地先より白滝川を引入れ、当字及字溝下地内に灌漑する。

第二十六章 字 篠川

一、總説

当字は文永以来篠立の原を刈り起した所である。

二、旧字名

慶長の字名。篠川、鷺田、前田、越前、野口前、畠田、竹が鼻、岡ノ鼻。

三、鷺田權現社

祭神 伊弉冉尊 祀 建玉男之命 泉津事解男命

四、菅造物 神殿 覆殿

二番地、内境内五臥歩、天正八年二月塩瀬久次が作り

合つてぬた。此所は岡の鼻の突端で同家の正門と向ひ

た、明暦元年八月十日の暴風で倒木の多かつた為社殿

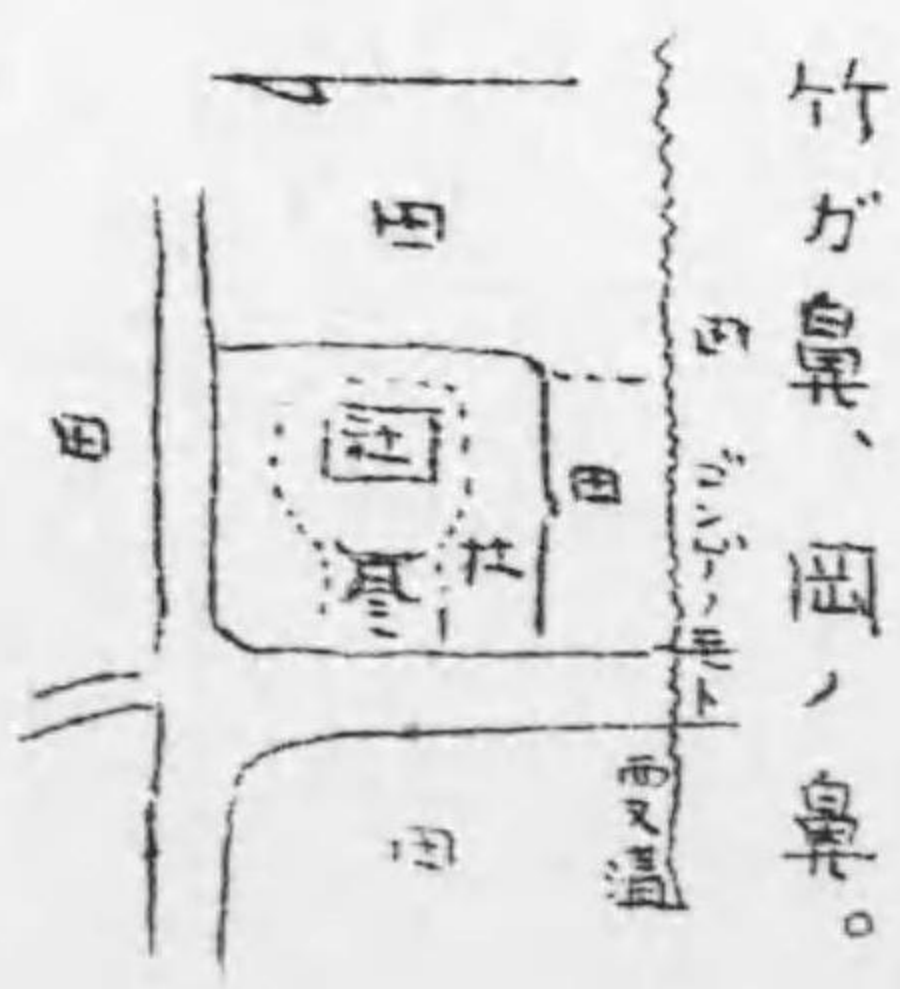
と損破し大いに風致を失つたので、翌二年三月九日領主の許を受け字荒井

五十二番地の御杯の内には境地を定め遷宮した。

二番地の西より南を権現の元と稱する。

四、篠川橋

五番地先にて田の畔と人道とし、牛馬は溝渠を通行したが、弘化三年木橋



を新築し前後の道幅を廣めた、大正元年石橋に架替へた。

五、酒屋垣内

十七番地又別一及四臥歩、建久三年領主今泉四良左衛門が酒造庫を造つ

た所、後今泉八良五郎がこの主となつた、端城時代も亦当所で同家が酒造

を営んだ。

第二十七章 字 端城

一、總説

当字は野口前と稱した平野で、永禄五年端城を築き全部城内となり、本城

を堀ノ内、東を端城、東垣内、西を西垣内、南を前垣内、北を北門、大手

口を大門といふ様にまつた。

二、字名の旧新

慶長の字名。東垣内、堀ノ内、野口前、前垣内。

慶長の字名。北門、城ノ前、初城。

三、端城

永禄五年石田にあつた新城をこゝに移した。この新城と云ふは当郷附近が

、永正二年に田峰城主菅沼定忠の領地となつて、同五年に定忠の長子菅沼

定廣が平井郷の大谷に築城し、天文元年に同郷の井道と当郷の石田とに属

城を築いた。依つて大谷を御城と稱し、石田を新城と稱した。此新城を当

地に移して、端城と稱したのである。

居城の主將

年
 自永祿五年至天正三年
 自天正三年至天正十八年
 自天正十八年至慶長五年
 自慶長五年至慶長六年
 自慶長六年至慶長十年
 自慶長十年至正保二年

田峰菅沼小法師	菅沼定氏
長孫奥平定昌	今泉七良左衛門
石田片桐半右衛門	高木又左衛門
井道代官菅沼三照	菅沼藤七
牛久保代官鳥山牛之助	山口弥右衛門
新城水野分長外一代	

城
 菅沼定氏
 今泉七良左衛門
 高木又左衛門
 菅沼藤七
 山口弥右衛門

徳川家康に從ふ
 伊藤忠實、山内忠房、
 羽田六左衛門の先代も住す

堀ノ内、土手の内面積十坪、周囲の土手高二間、上敷二間、周囲の塚中四間、深八尺、此土手と堀との面積十坪。正門、北門、大門。周囲の塚中四間、中屋敷、宇端城、宇野口、宇東カイト。別所屋敷、宇東カイト。寺屋敷、大膳庵、萬福寺。地主神、八幡宮。

城
 石田の元新城に塩瀬善助、今泉孫三郎、兵藤新左衛門、宇東カイト。

兵藤新左衛門の屋敷
 十番地より十五番地迄、別四反一畝廿八歩、城代定氏の重臣で、其子孫は寛文十一年まで住して居た。

城代菅沼十良兵衛信濃守定氏前名定通は大永元年大谷城に生れ新城にあつて附近を領した。永祿五年当城に移り、又度々日記城にも住した。清康、廣忠、家康の三代に仕ふ、弘治二年十二月五日、今川義元の指揮により本領

黒田、津具等を宛行はるべき旨の判形を賜り、又新城及田峰等の城代たるべき證文を賜はる。元龜三年三方原の役に十二月廿二日夜敵を破いて勝利を得、御手づから長谷國重の御脇指を賜はり、其後吉川、塩沢、鳥原、竹ノ輪、曾津川の五邑を下さり、慶長九年七月廿六日卒年八十四、法林院敷祝迪、淨融居士と謚した。

家老は兵藤達生之助である。今村藤左衛門と石田惣兵衛とは土地の者で、始終居住した。他の諸士は田峰又は大谷に住したりして一定に居住しなかつた。元龜二年信玄は勝頼と共に足助方面から大野田城を攻めたとき、山家三方は先手の案内であるから、これに從軍した。其諸士は塩瀬善助、鈴木助右衛門、兵藤新左衛門、節木久内等であつた。

元龜四年正月信玄の野田城攻撃のとき、度々日記城が信玄の本營となつた。鳥、この端城とこの戦に參加した。この時信玄の命で、山家三方から萬福寺の祖玉和尚を使者として野田城中に開城を勧めた。城主菅沼定盈は之に應じ、同甚六、節木久内等はこれに勤めた。

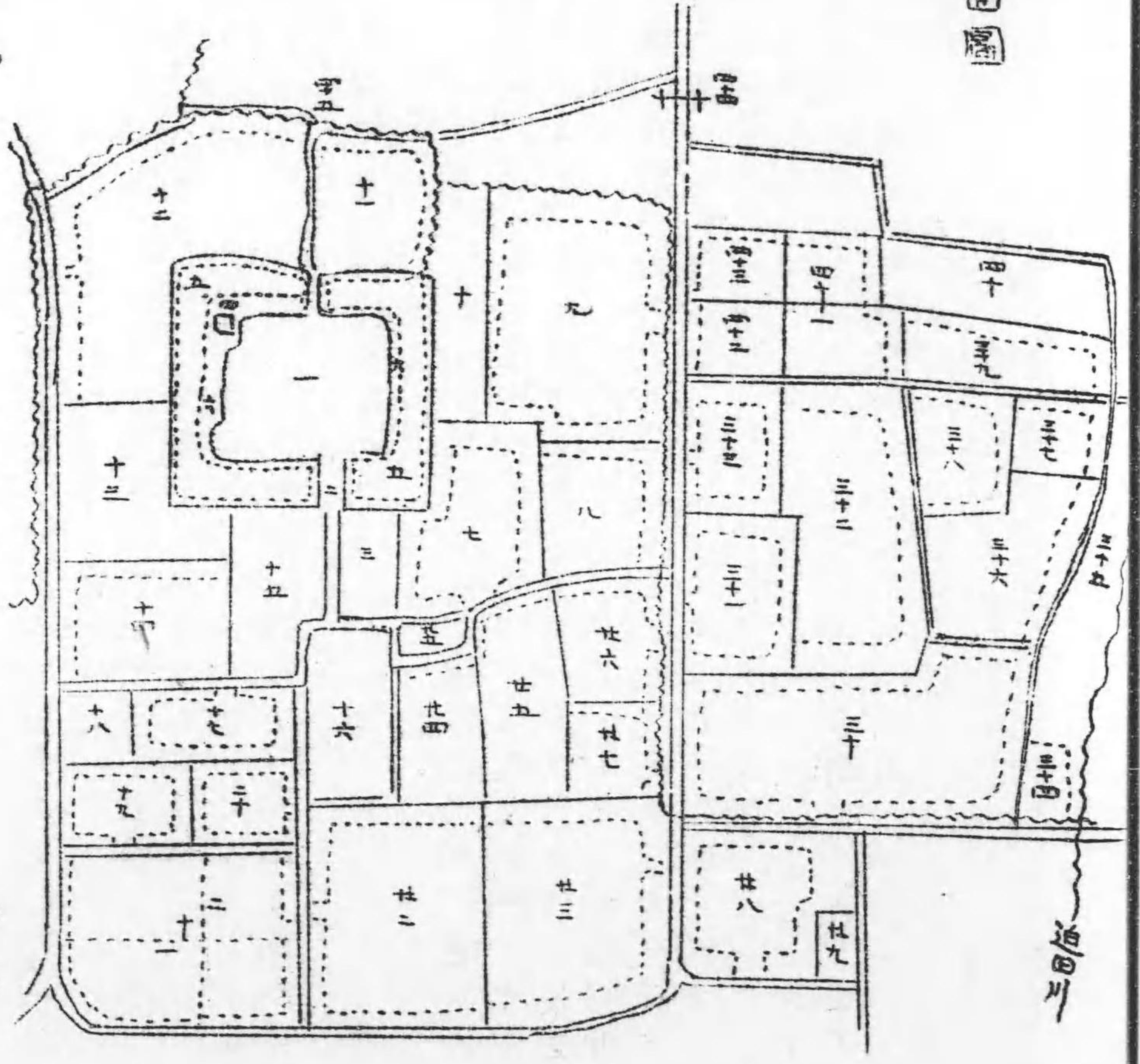
天正三年の長篠戦争には、左先陣が山縣昌景で、其の二陣の一方先手の將として田峰城主菅沼小法師定忠は出陣した。爲此端城の將士も從軍したが、姓名の分つて居るのは、兵藤達生之助、今泉孫三郎、今泉弥太介、今泉弥次兵衛等である。

天正十八年七月奥平信昌の関東移封となつて、今村、石田の他は関東へ引越し、大部分は明屋敷となつた。

天正十九年には堀の内のみが残つて、高木、菅沼、山口等が部下を引率此
 て各々居住し、郷士の格で西郷々内を監督した。正保二年水野氏の
 正保二年水野氏の退去に從つて当所に居た郷士も退轉し、隨て端城も廢墟
 となつた。永禄五年より正保二年まで八十四年間である。堀の内東南の一
 隅は、寛保元年取崩して畑となし、西南の一角は明治四十
 一年是亦毀つて畑とした。堀の内東南の一角は明治四十
 一年是亦毀つて畑とした。堀の内東南の一角は明治四十
 一年是亦毀つて畑とした。堀の内東南の一角は明治四十
 一年是亦毀つて畑とした。堀の内東南の一角は明治四十

左に圖録して所在を判明せしむる。
 一、堀ノ内 二、正門 三、門衛所 四、稻荷祠 五、堀 六、土手 七
 、兵藤達生之助 八、石田八良近 九、今村藤左衛門 十、芝地 十一、
 今泉孫惣 十二、今泉孫次兵衛 十三、芝地 十四、長屋 十五、庵
 、助右衛門 十六、山本源七 十七、今泉明地 十九、兵藤別邸 廿、鈴木
 、女藤別邸 廿一、節木久内 廿二、今泉孫惣 廿三、今泉孫右衛門 廿四、
 廿八、大膳庵 廿九、兵藤和地 卅、五田八良右衛門 卅一、石田惣兵衛
 卅二、馬糞場 卅三、今村助七 卅四、番所 卅五、石田惣兵衛
 卅六、塩瀨善助 卅七、石田惣兵衛下屋敷 卅八、石田惣兵衛
 卅九、別所 四十、北門 四十一、石田惣兵衛 四十二、萬福寺 四十三、天王社
 四十四、大門 四十五、酒蔵

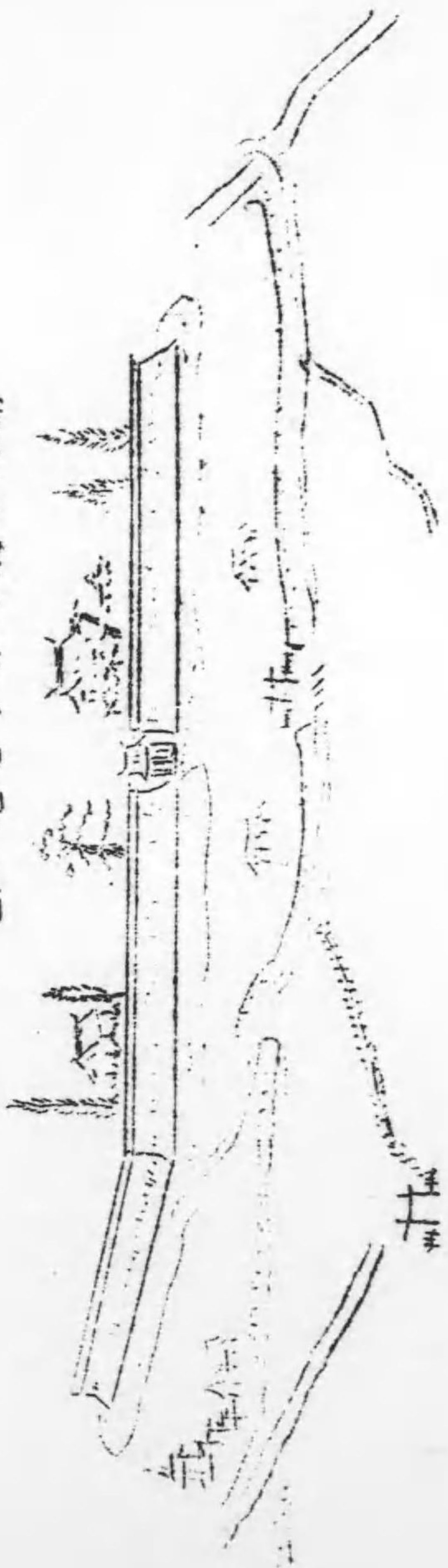
端城之平面圖



四八

四

四



新築の城北より望見の圖

第二十八章

字野口

一、總説
 当字は端城築城前は平野で野口と稱した。築城後は概ね侍屋敷となり城内の一廓であつた。築城後は明屋敷とあり寛永以来人家と畑とが出来たが畑は荒れたのが多かつた。大正初年又々畑に起返した。

二、字名の由来
 慶長の字名。野口前、前垣内、東垣内、野口、廣島。

慶長後の字名。平内窪、地尾。

三、野口。前野。

四、端城の一部

前章字端城の條に誌してある、当字に所在する所は侍屋敷で天正十八年關東へ引越した跡を土手に残して屋敷や畑となしたが其半は荒れた、近年起返した時土手を崩して原形を失つた。

一番地より五番地に至る一屋敷で端城の定使が住した所で、寛永二年三月

寛定した。

四、村林
 四十一番地は前野村林の一部で詳しくは第三編第三章第九節にある

五、平内窪
 四十三番地より南の小窪を云ふ、大字石田字西末旨に平内なる者が開墾した窪続であるから遂に地名となつた。

一、總説 第二十九章 字野中

当字は西北の少部は延喜の頃の開け、多くは文永の後に開け、元和以来最も開け新屋敷も出来た處である

二、字名の由来
 慶長の字名。野口前、野口、喜見庵、南島。

慶長後の字名。西垣内、野中、馬場。

三、おたつちやう
 一番地ノ一麓地三步、石地藏と五輪塔敷基とを小堂中に祀る。白子村の奥

平休可と云ふ兵法師が、天正年中此地蔵が美人に化けて出たのを切つたと云つ斬痕がある。休可は血刀を携へて歸寧したと云ふ傳説がある。このこは三河三葉松にも登つて居る。このオクツキヤウに附ては詳細は判明せぬが、傳説には同所今泉六良左衛門方のお辰お蝶西女の墓であるといふ。同家は武士であつた。學者の説によると九州地方にお塔中といふ跡が數多あるから或は昔時大寺院の跡であるまいかと云ふが、著者はこれには當るまいと思ふ。尚後賢の考案を待つ。

四、今泉孫三郎屋敷
二番地六良左衛門の先代で端城時代の外屋敷であつた、城所道壽の家臣であり長篠の役にも参加從軍した尚諸書の戦記にも名前が出てゐる。

五、下中屋
十六番地を中心とする今泉六良右衛門屋敷を云ふ中屋に對しての名稱である。

六、彌豆屋敷
廿八番地を中心とする村田六良右衛門屋敷を云ふ往古竹生神社の彌豆家であつた。

七、玄授島
四十六、四十七番地は寛永年代近似子の山通寺玄授和尚の持地であつた。堂跡だと云ふ古人金堂生もあつたがそろそろ思へぬ。

八、大慈山正養寺

本尊 十一面觀世音 施餓鬼定日 七月七日
營造物 本堂 庫裡 玄關 雜屋 井戸 屋形 門
宇森高世三、廿四番地 大同年間庚申堂を建て、應安三年觀音堂を建造した。其觀音堂に永正二年三月泉龍院開卷大和尚法嗣聞空和尚入堂して本堂に改めしして庫裡を造り正養寺と號して同院の末寺とした。

聞空和尚の示寂後泉龍院にて塔司の取扱をなし、天正十一年に至つて住持を置いた。

當時秋山村中が信徒の受持であつたが永禄五年高福寺が石田から移轉して同寺に信徒替をしたのと、又明曆前後に信徒の大部が南方に屋敷替をしたのによつて寛文三年十一月字野中五十三番地に轉地した。

初住 聞空觀聲和尚 曹洞系泉龍院より出 寛文十一年二月廿八日示寂 泉龍院衆寮より入寺
 鐵眼尊樹記室 寛文十一年五月八日示寂
 陽産俊東和尚 享保廿年正月七日示寂
 鉄眼慈船首座 延享元年十一月七日示寂
 怡山自哲首座 寛延三年十二月三日示寂
 荷孝慧山首座 天明元年十二月無住中に焼失
 靈雲祖海首座 天明八年五月廿四日示寂
 是誰道我和尚 文化十一年八月廿九日示寂
 壹嶽盈天首座 文政十年閏六月廿二日示寂

天明三年入寺
寛政三年再建、文化六年二月遷作

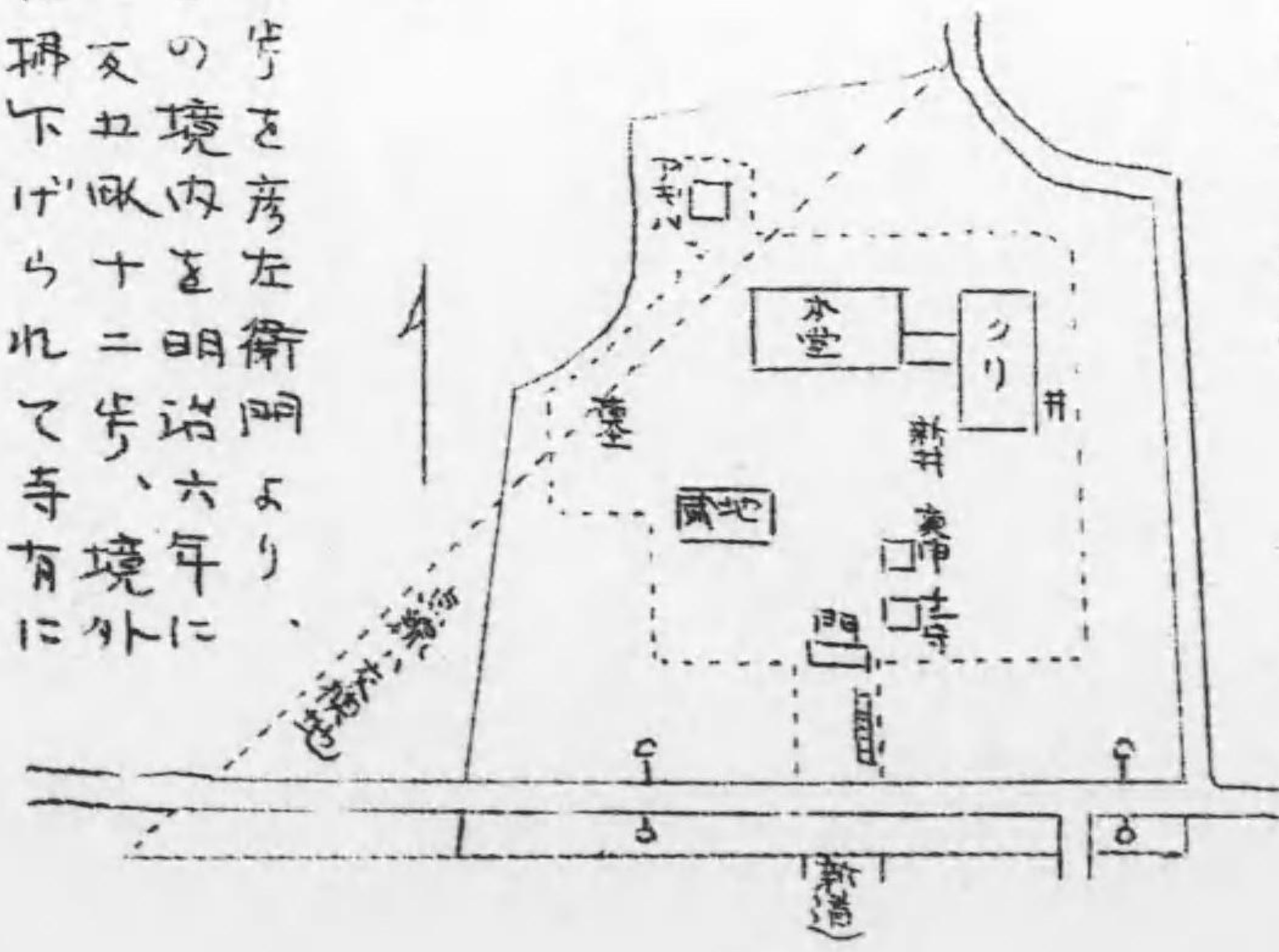
太仙慈龍首座
 嘉永三年二月廿一日示寂
 明正十年二月十四日示寂
 嘉永四年入寺全久院徒文久三年住持
 真龍逸翁大和尚
 大正十五年八月十四日迁化
 宗堅寺へ移轉
 法蘭 官堂金牛大和尚
 本山住職
 大正九年一月六日迁化
 二世 梅林春香大和尚
 法道法嗣
 大正七年七月法地昇等。

庚申堂 本尊青面金剛童子石像
 大同年間元屋敷に建立、寛文三年移轉。

鎮守堂 永正二年三月元屋敷に建立、寛文三年移轉。
 秋葉堂 宝曆九年勸請。明治廿九年三月西北より移す。

地藏堂 明治三十一年九月十三日六十八番地より移築。
 寺中墓地は五十四番地一畝廿二歩。

寛文三年に當寺を移轉した所は、新田下畑八畝歩を彦左衛門より、一及二畝歩を權九郎より買入て寺中とした。この境内を明治六年に上地して官有地とふり境内外を分筆して境内一及五畝十二歩、境外林二及一畝二歩は官林に編入し明治八年士族に賜下せられて寺有に



買戻した。この境外杯には轉地の時に植ゑた古本が鬱蒼として殊に前通りの通路の両側は秋並木とあして居た風致のよき寺域であつたが吉田藩士族の臼射良知に皆伐せられたのは惜むべきである。又西縁と替地したのは轉地のとき杉浦忠兵衛の屋敷内と恰好よく界をとしたものと考へる。

九、地藏堂 六十八番地境内一畝廿五歩、寛文三年十二月フロコシ一番地より移轉し、明治三十一年九月十三日正養寺境内に移築した。

十、神樂祠 半田一族の氏神として字中屋三十三番地總本家半田藤十郎の邸宅に建替し

あつたが、宝永年代同家退轉の時、七十二番地半田に兵衛の邸宅に移遷建替した。又明治三十一年半田森三郎宅地内に移した。

十一、諏訪社 祭神 建御名方命 上座
 同 八坂刀賣命 下座

八十四番地境内五畝十三歩、明和三年十一月廿七日半田・村田・秋浦三族の崇敬社として勸請。

新請の時信州諏訪より持参した紀念松が下社の傍にあつた。
 明治六年一村一社の令により員外社に列せられしも尚寮却を命ぜられ同年十二月村社天神社境内に遷座した。この時二座を一座に合祀した。
 境内は明治六年上地して官有地となり、明治十年官林に編入せられ同十二年士族に譲下られた。
 十二、行者堂
 八十四番地の内北辺廿歩、四圍通路をあした所にある。佛教弘通の初めの野中の辻堂として建立したもので、明治廿一年宇フロコシ廿一番地ノ一に移轉した。
 十三、馬場
 道各は古く竹生神社の騎馬を奉納した所であつた。



第三十章 宇フロコシ

一、總説
 当宇の東部は延喜頃の開け、東南部は明暦二年宇中屋よりの移住者が新屋敷を開いた所、又下川原は中古の荒田が多かつたが寛永頃には二毛作田に起返したが、弘化三年石田用水改修の爲に川底が高くなり沼田と變つた。
 二、宇名の旧新
 慶長の宇名。風呂腰、畔添、南島、単田、鰐、下河原、樋田、どうめま。

(前巻裏十三行再記、九十五番地先道路は古く竹生神社の)

慶長後の宇名。今出平前、郷司。

三、地藏堂

一番地、内境内廿歩、天武天皇の朝毎戸に佛舎を祀らしむる令によつて、半田、村田両族の持佛堂として建立、寛文三年十二月住氏の移轉に伴ひ、宇野中六十八番地に移築した。此堂跡は明治九年には十歩の芝地とあつて残つて居た。

四、古戰場

前項堂跡附近麻草道の畑畔等を深く堀ると甲冑の破片が出ることもある。野田戦記に杉山の残草に戦ふとあるはこの辺のことである。

五、郷藏

十九番地敷地四町歩、明治二年村田市石衛門の絶家屋敷に設立。同廿二年西郷村役場廳舎に移築した。

此敷地の東北に馬頭觀音の石像及力石があつた、これは安政の頃一番地の地藏堂跡より移した、又此石像は明治廿二年に正養寺門前に移した。

六、水

五十六番地附近を去ふ、延喜の末郷司の松壑田として開發した所を、こにと稱する故は、郷司の名であらう。又此附近をざう、の稱も同じである。

七、麻草橋

今出平に通ずる上古よりの道路で豊田川にある。古来飛石渡りであつたが明治廿六年架橋した。此辺の川底は弘化三年石田用水の改修によつて五尺程高くなつた、此所の

八、^{カガジ}郷司府
 八十一番八十九番地間一帯の所、延喜廿二年竹生郷司府を置き、山背國賀
 茂縣主神魂命の孫武津身命の後裔竹生氏が郷司に任ぜられ在六八代、寛治
 七年癸卯せられた。
 九、石田屋敷
 九十五、九十七、九十八、百一、百二番地は石田惣右衛門の祖先が前項郷
 司府の偏吏として末在開定した所で、癸卯の後住人と云り附近を切起した
 後度々日記城及端城に居を移しても元和頃迄は此所に邸宅を存して居た
 十、石田大井用水
 弘化三年改修によつて当所に移つた、旧水路のことは次章にある。

第三十一章 字道日記

一、^{総説} 当字は弘安年代塩瀬家末住の時より開けた。どいめきと稱する故は、どい
 めき川の事々く意に採つたのである。明治六年より道日記の字を宛てる様
 になつた。
 二、字名の旧新
 慶長の字名。どいめき、どいめきの腰。
 慶長後の字名。御井、城ノ内、堀合、城ノ腰、窪、野中。

野字名。前野。
 三、墓地
 廿二番地墓地ニ又六畝十六歩、元は度々日記城の墓所であつたが、明暦以
 降、字野中附近に人家が出来て共同墓所とした。
 四、石田大井用水
 弘化前は三十三番地先より道日記川を引入れた、天正十八年の設造で、吉
 田城主池田輝政の家臣片桐半右衛門が当郷附近を知行とし、石田城築造の
 とき城中の用水といたもので、慶長五年廢城後は田所澆漑の専用に使した
 、天保六年四月川身改修及井口慶更の目論見をなし当所より現場に移へ、
 弘化三年十一月竣工した。



建武二年政令改革で富永直郷が野田館に入り、富永莊司となり、当郷に福山保を置いた。直郷の祖父即ち父資経の父は大伴資経の四男で、富永直郷の祖父富永四郎大伴資國は大伴資経の長子である。かゝる縁故から福山保司に任ぜられ、正平六年八月五日日本野が原で戦死した。行年六十二歳諡號敏光院殿龍譽浄本居士。

三代 資行 左馬之守

文中元年四月卒六十四歳。

四代 直家 左衛門尉

元中六年八月十日卒。左馬之助

五代 直資 宮若丸 左馬之助

徳永六年六月五日日本野が原にて戦死。

六代 資利 宮内左衛門

文安二年下々村を領することとなり、福山保司は免ぜられ下々村へ引越した。

こゝで当地は明き屋敷となつた。元亀元年田峰城主菅沼小法師定忠は、端城々代菅沼十良兵衛定氏に命じて此屋敷を修理築城した。

本丸 面積四百二十坪 土手三百二十八坪 稻荷祠一宇

二丸 同 九百八十坪 同 三百十六坪

三丸 同 五百七十六坪 同 三百四十九坪 井戸一箇所

各周囲の土手高三間、上敷三間、外壕幅四間、深一丈。
 東正間、北裏門。
 以上の通りで中々大した築造法で、田峰城主が領地擴張の爲に造つたので

居城の士
 本丸 菅沼 定氏 兼兼帯
 二丸 花房 左衛門八郎
 三丸 今村 藤左衛門
 家 中屋敷 村 端城と兼帯に住す
 正門大手通の両側 石田惣右衛門の二郎 端城と兼帯に住す
 大手の外通り 金左衛門 兵衛 長藏、藤八、諸平
 以上の屋敷は一箇所毎に高六尺の土手を造らした堅固な構造である。

菅沼小太郎大膳亮定利 又、小大膳

大谷城菅沼定廣の三男菅沼弥三右衛門定直の長男(定廣の孫に当る)にて、田峰城主菅沼小法師定忠の養子となる。元亀二年田峰を去り定盈によつて家康に属し当城に入る。又西参河に移り、天正三年長篠役に参加し、同十年五月小法師の誅せらるるや、其家を継ぐ同年八月飯田城代となり、同十六年隠居。慶長七年十月廿二日卒。法名隆興院殿廣山玄太居士。
 元龜四年武田信玄が野田城を攻撃するときは、遠州から石田の泉藏庵(十五堂のとき)の傍を通り正月七日に当城に入り、本堂を置いて軍議を評定した

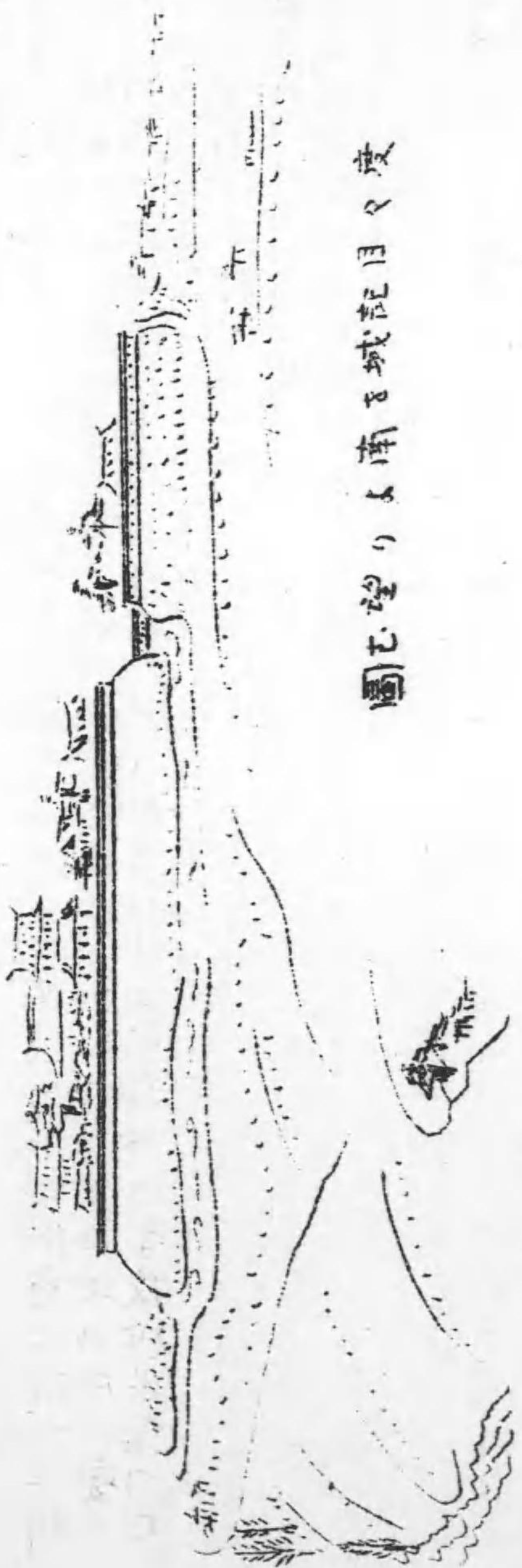
。信玄が甲州勢の暴威を示すため所々の神社佛閣を焼拂つのはこの夜であ
 る。野田城攻囲のことは第十二編野田城の條にある。二月十日を以て野田城は開城となり、信玄は菅沼定盈を当城に召し出し對
 面せられ感賞の言葉もあり、鉄砲の名手鳥居半四郎を召し出して十三父の
 筒を信玄に上覽させた。其時握々糺の陣羽織を下賜せられた。それから信
 玄は長篠城に行き、定盈も同様に送られた。斯て野田城の領地は当城にて領することになった。
 後信玄は卒去して武田方の勢力は漸次微弱となり、天正二年四月にはこの
 領地は野田城の菅沼定盈に渡す様になつた。天正三年長篠合戦の時、彈正山徳川家康右先陣の第五番に列した。
 天正十年菅沼小法師の家督相續をなし同年八月信州飯田城に赴いた、そこ
 で花房が城代となつた。天正十八年に至り花房も亦飯田に赴き、今村と石田とは端城にて歸農し、
 他の諸卒は皆関東に引越し茲に今く廢墟となつた。慶長九年檢地の時、本丸と二丸とは花房の持地、
 三丸は今村、大手兩側の二屋敷は石田の所有となり他の屋敷跡は大部分荒
 島となつて、大正元年迄は土手等は元のまゝ存在して居た。外壕も南迎は荒田で他の三面は田であつた、天保の末石田用水路新設の爲
 ニ丈位鑿り下げて、西部の壕中にこの土を積み入れたが、猶多少の壕形が
 残つて居る。

当城は歸土保司の屋敷であつた時代が百六十二年間、新住の間が百廿五年、城の年数が數々大正元年以降開墾熱が旺盛となつて、起返した時土手や壕の大部分は破壊せられたが、本丸と三丸との土手は昔の姿を現はして居る。又橋荷祠もある。この北向の崖中から大正三年に瓶が現はれた。地主に改めさせたが中には何もなかつた。又、金右衛門及長藏の跡から墓跡を発見し起匠の時に骨や六道鉢を出したと云ふ、この錢貨を見やるとした時は既に散失して調査することは不可能であつた。

度々日記城平面圖



故々日記城を南より望む圖七



八、地三組出
度々日記城南下性悪坂兩側の永荒田は寛永十二年野田村民が起区して同村
の地所に編入した。
九、浮塵子送り場
七十一番地大牛道の東添にあつた。又七十九番地の東北隅にもあつた。
十、村林
七十八番地は前野御林の大部で詳しくは第三編第三章第九節にある。
十一、牛御尋常高等小學校
七十八番地ノ内並字前野ニ、三、四番地一町八反六兩歩、明治三十九年十
二月三十一日西郷尋常小學校(高等小學校新城と組合)と牛御尋常高等小學校

とを合併したもので、明治四十年十月十六日起工、翌四十一年十月廿五日
一部の改功を得て開校し、同四十四年実業補習學校と併置した。尚校舍は
移築足増築を行つて現今完成してゐる。其校地を區分すると、
建物敷地、庭園、運動場、実習地
にて、建物を區別すれば、
教室、職員室、玄関、便丁室、廊下、土藏、剣、教材及器具室、運動器
械室、教員住宅、門
と存する詳しくは第二編第九章第二節にある。

第三十二章 字 前 野

一、總説
当字は概ね林野で、永祿頃起した島がある。天保五年伊那街道に沿つた所
に人家纔かに七軒出来、縮木道の入口を十一番地先より五番地の所に遷へ
た。明治十三年より大正元年迄に悉く畑となり又一部は小學校地となつた。

二、字名の旧新
慶長の字名。野口前。
慶長後の字名。久保、平内久保。

野字名。前野。
三、山ノ神祠
二番ノニ、寛文元年村林の内に祀る、天保十四年四月七日石祠を遷した。

祠は明治四十年に村社境内に移した、其所に櫻の神木があつた。
三番地、寛文元年村社の内に祀る、天保某年石祠を建てた、明治四十年字
フ口コシ社一番地ノ一に移した、其所に樅の古木があつた。

西、馬捨場
二番地ノ一及二番地ノ三の二箇所にあつたが、明治十九年に廢止した

五、村林
二番三番四番十八番地は、前野御林の中心地で第三編第三章第九節にある

六、小学校
二、三、四番地は明治三十九年十二月小学校敷地となつた、前章に誌して

ある
七、陸地測量標石
十八番地にある明治廿三年三角点標石がある、海突五十四米突である。

一、總説 第三十二章 字 四ツ谷

当字は古末平路で北半は永祿頃に起した畑の荒れを寛文二年に起返したの
と及開墾した所とである、大正九年全面畑となつた。
四ツ谷の名は、伊那街道の並木に間々懸茶屋を出して商小者があつたの
に起因する正字四ツ家である。
伊那街道の南は寛文十二年に石田地となつた。

二、字名の旧新
慶長の字名。野口前、末旨、後。
慶長後の字名。町裏、久保、四ツ家、並木道端。

野字名。前野
三、村林
廿番地は前野御林の東端で、第三編第三章第九節にある。

四、大藤庵
本尊阿弥陀如来 施餓鬼定日七月六日

自廿三番地至廿七番地境内三反九畝六步、天文元年大谷城主の息菅沼新太
郎大膳亮定継が菩提寺として、大字片山字細貝津二百七十二番地に建立し

た。永祿五年端城築造によつて城代菅沼定氏が当所に轉地した。

初住 契金藏主 永祿三年九月廿九日示寂 曹洞宗泉龍院内一龍軒より入庵
隆國和尚 永祿五年入庵 淨土宗となる

天正五年三月廿一日新城々主奥平信昌同城下に轉地した。
この所は今の所より南で石田に出る旧往來の西北である。

境 内 佛 堂

西 弥陀堂
永祿五年石田の新城より移轉、天正十九年字荒井十八番地に移轉。
五、馬捨場

五、地元組出の前は於ける当字の歴史

高札場
庚申寺の垣外にある、慶長十一年新城領主水野分長の設立したものの。

万治四年閏八月十三日(當時杉山村字四ツ家領主管沼三水が武運長久の爲に

江戸にて石像の庚申佛と刻ませ、所松樹の枝を此所に芝をたぐんで建立

し寛文二年十一月一字を建築し庚申堂と稱し、堂守に法親を任し石佛は秘

佛としたり。

尚閣之所創立の後、正徳二年庚申寺と改稱して、泉龍院から学頂禪碩が

住持し其後善心が永住寺から出た。

此庚申寺の東に辨取天社を井道の笠岩から貞享五年に移した、称宜惣石

衛門である。

此社寺は間之所村の獨立してから七枚山では枝郷(分村)として時々調書さ

公儀に差出した事がある。

明治九年に間之所に組入れた土地は、

古新切、字久保及間ノ町、細八畝廿七歩、二筆

当新切、字間ノ町裏及野口、細八畝歩、四筆 である。

念佛堂、俗稱常行院

寛永二年淨玄といふ道心者が、秋山の野原に小庵と結んだ、其後淨玄は九

州筑紫の道心元は仕へたが再び当庵に来り心靜に念佛して往生を遂げた。

延宝年中に西入と云ふ道心が住して寂去した。此時代に当所は新城町橋向

に組入れた。

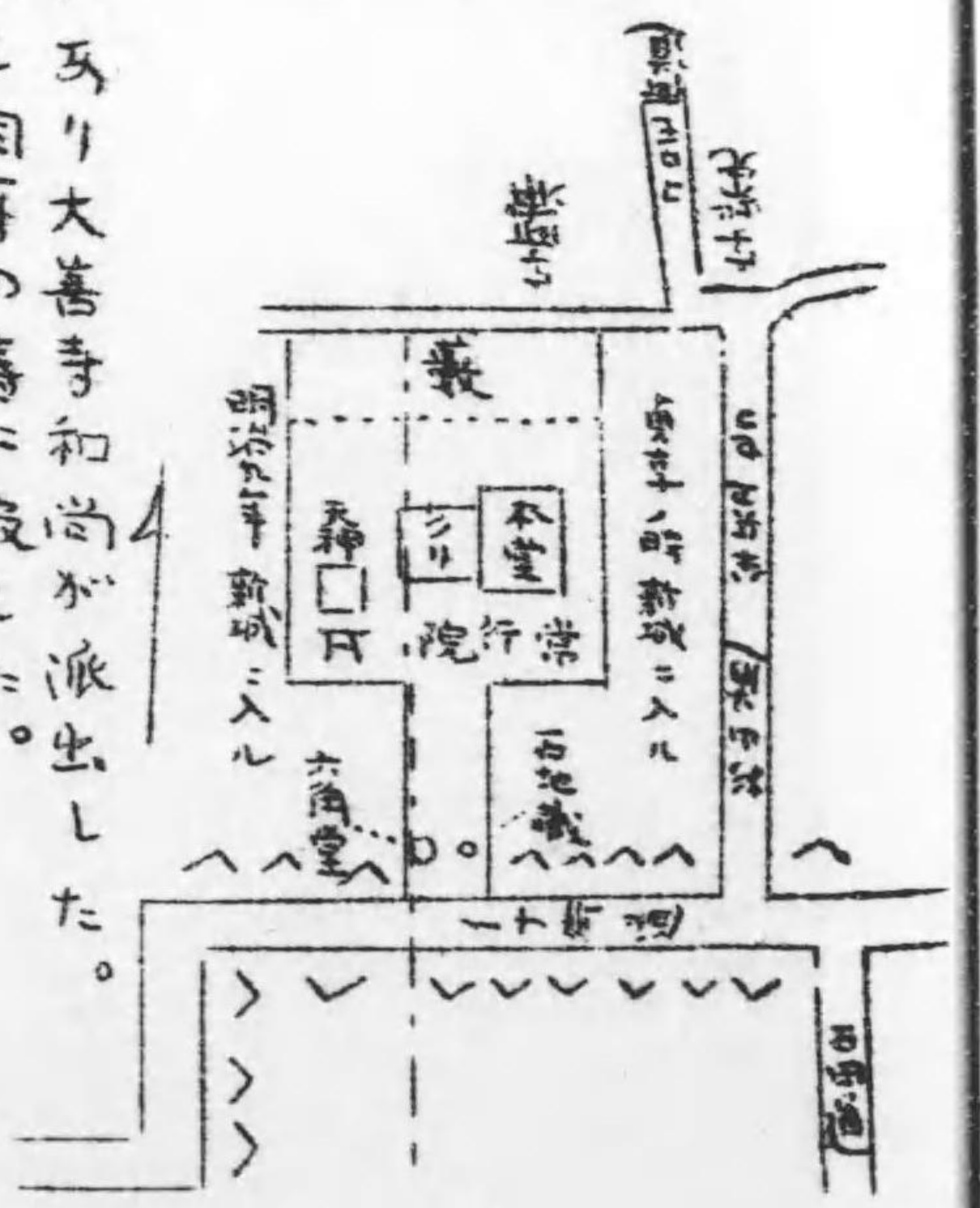
又蓮入と云ふ道心が遠州から来た、此

蓮入が庵室を西方の新切畑に移して増

築し元禄五年十二月廿一日成就して常

念佛を執行した。

享保二年十月六日から十日まで一日



の回向を勤めたこの時に参詣者が群衆

した。

享保四年二月西国三十三所觀音の供養があり大善寺和尚が派出した。

享保六年の夏蓮入が示寂し、弟子の蓮西も同年の春に寂した。

これから大善寺の蓮馨和尚が受持ち末寺の取扱をなし常行院と號した。

明治六年癸卯を命せられ大善寺に合係した。

前記した通り当院は新城秋山の西村地内である爲、祭禮餘興の場合には

秋山からも取持に出た。御神像は渡唐天神で、元禄四年四月廿五日大善

寺境内に天神社があつた。御神像の建立である。享保七年の冬社の向まを

菩提寺と瓦葺とした。明治六年に富永神社境内に遷座した。

明治九年橋向に組入れた土地は、

古新切、字橋向、相一及九畝十九歩、二筆

此古新切の内細一反廿六号内五畝十三歩元禄四年念佛堂建立、同五年より

除地となり、享保六年又年貢地となる。前記した明治九年新城村に編入した所は、明治六年地價仕出帳字所浦に十筆記帳してある。

第三十六章 字大東

一、總説

一、當字は長寛に開き始まり文安年代に至つて大部分開け、他は元禄五年迄に大蔵坊の裏に山本の苗字が明暦二年に二軒新敷を開き寛文三年間之町の北側を開き移住した。

二、慶長の字名。新居前、新居、下垣内、久後、中屋敷。

三、慶長後の字名。大東、東、仙藏坊、久後上。

一畝地除地畑一町歩、慶安二年領主管沼氏城地擴張に方り、元の大膳寺境内を城下の屋敷内に編入し、今の所に轉地せしめ、この新畑を除地として附せられた。其後長土手等を崩し起し増加して現今一町三反六畝十五歩あり、内ケ々鉄道用地となつた。

四、下垣内
廿七、廿八番地又別四反九畝九歩、長寛元年今村藤左衛門の祖先が当地を開き開きして屋敷と定めた所、同家は福山保司に仕へ其後新城、端城及度々目

記城の各城内にも屋敷があつた。元正十八年歸農して端城を邸宅と定めて

五、中屋敷
四十三番を始め附近敷筆敷地五反餘歩、福山保司の屋敷で、

初代 福山修理
文安二年相州鎌倉より来つて、野田館富永莊司の家臣となり、福山保司と

命せらる。当地に屋敷を開き住した。

二代 福山彈正左衛門 修理亮
修理の嫡子で父の治績を襲つたが、長享元年十二月中尾兼國に讓つて退轉

した。此二代の年敷四十二年である。

三、福山修理の地主神であつた

。當邸内現今四十二番地宅地六畝十五歩にあり、福山修理の地主神であつた

。奉勤請三河國設樂郡枚山村正一位稻荷大明神一守

裏 御地頭菅沼織部定用公

天保十一年庚子二月二十日 當国八名郡和田村 久米遠江正 吉賢

頼主 古市平左衛門

拜殿棟木に

奉建立 天保十己亥十月

世話人 今村六兵衛
頼主 古市平左衛門

天保十一年菅沼氏家臣加藤勘右卫門は伏見納荷神社より神階免許を得た。

正一位 納荷大明神安鎮之吏

右記式修討之 嚴聖今校與之畢

中記式修討之 嚴聖今校與之畢

禮奈永慎莫怠慢仍證書如件

日本納荷惣本宮 愛染寺 印

元保十一庚子年

二月吉辰

和山

馬印

参河國談梁郡

加藤勘右衛門殿

当卸奈止後は荒蕪となり万治以降起返し又は開墾の爲に土手等は取毀つて
旧形を失つたが、納荷の祠裏は古代の姿である。
又、坪町街道を万治頃、斜に東方に移り大正元年更に大改修を行つて現今の
如く存つた。

保司屋敷
並附属の邸



六、仙蔵坊の墓
五十一番地山林一反一畝十五歩、文治年代楊山保司の一族で楊山保御山方

の世話役を勤めた福山仙藏の墓所である。同人は当保は勿論近郷に於ける入會山の保護に功績の多かつた人で遺言により神峰山を一望する所に葬れこの事にてここに埋葬し五輪塔を建てた。爾来神峰入會諸村落の役人は毎年墓所を造すを例とした。別して山論のある時には祈願者が多い。享保三年九月石祠を建立、祠中に五輪を安置した。此地文安以来の巨木森林であつたが明治九年伐採し、其後自然林をなして居つた。明治三十五年石祠の所廿寺を置いて他は畑に開墾した。

第三十七章

字 東カイト

一、總説

当字は端城築城前は野口と稱した平野であり、築城後は概ね士卒の別所屋敷が多く總稱して東垣内と云つた。

二、字名の旧新
慶長の字名。別所前、別所、下迫田、迫田。

三、端城の一部
第廿七章字端城の條に誌してある。

第三十八章

字 池下

一、總説

当字の東半は長寛の頃、西半は文永の年から開けた。字名は明治六年に

明治六年に俗稱を附けたのである。

二、字名の旧新

慶長の字名。新居、下迫田、迫田、別所、腰廻、大門。

三、提燈田

八番地田は仙藏坊の提燈田であつた。

十二番地を中心として附近は文安年代福山保司に属する小方役を勤めた。

福山仙藏の屋敷であつた。

同人は偉大な入會山の功学者で郷民の信望厚く廢邸の後、邸地の一隅なる八番地に仙藏坊を建立し同人を祭祀し毎年七月廿四日に施餼鬼を行ふを例とした。永祿以後此の坊を高福寺に附属した。寛永十九年当坊朽朽により高福寺に合併した。後此所を坊垣内と稱する様になつた。

五、大門
三十番地と字篠川六十番地との間、一界の所に端城の大門があつた。

第三十九章

字 荒井

一、總説

当字は丘陵であり隨て樹林が多く、平垣部で字大東、字池下に接した所は長寛頃に拓け、字篠川に隣した所は文永以後に開け、字後田に接した所は建武以後の起りである。又丘地は明治三十年頃から漸次開墾して畑となし

現今山地は僅かどはつた。
正には土器や石器の破片が多く出で、上古民族の遺跡であることが分る

二、字名の旧新
慶長の字名。田ノ鼻、篠川、迫田、新居、新居前、古市場、林ノ前、林。
慶長後の字名。大畝間地、上ノ山、門前、大東、池ノ首、濱松、大井、山

三、阿弥陀堂
十八番地境内一畝廿三步、永禄五年石田の新地より字四ツ谷廿三番地大膳
庵境内に移築、天正十九年当地に移築して萬福寺の飛地境内佛堂とした。

四、東福山萬福寺
本尊十一面觀世音 施餓鬼定日 七月五日
廿一番地境内四及六畝十六步、境外林六及八畝十四步。

永正二年田峰城主菅沼定忠は平井の大谷に城を築いて、益々当郷方面を浸
略し、同五年に石田の字八幡に邸宅を造つて隱居所と云つてぬたが、實は
世間を憚つて去つたに過ぎない。一種の城壘を築いたのである。永正十五

年の之を傳壽山萬福寺と稱して、曹洞宗龍院から華宗和尚を招待し定忠
の孫菅沼定忠を開基として開院し、同地新城の菩提寺とした。東照山萬福寺と
改稱したが、元和三年照を憚つて東福山とした。

天正十八年九月大且那管沼氏武州比企に移封せられ平僧住地となる。

三州設樂郡東福山村萬福禪寺者、泉龍支流、觀音應化之靈場也。蓋夫古傳
俊者、丹慶作、前住慧閣收於今所安置大士之胎内、其殿堂不記是何時造營

夜深思而謀之。一檀信捨衣資以將改。為之衆檀亦聞是勇敢為檢木搬土助力
十五百有餘員。創業於延享二丑庚則上旬、終功于翌年丙寅雪月下渝。於是

固所有厨庫不與之恰好。故加臺補柱更鼎新短廊等。不可悉記矣。誠以天假
良緣經營無恙今已居于上梁之日者豈不隨喜焉哉。犬願上梁之後佛道遐昌

公輪常轉弘誓如海鎮除祀融之災、慧日照闇、長避風雨之難、專祈福山榮
盛、得諸天之衛、萬福末臻、益十方之歸崇、因二十八言併以賀云。功成輪

與豈尋常、瞻仰觀音妙智光、更祝福山上梁之後、見聞福壽海無量。維時延
享四丁卯年孟秋吉祥日。現泉龍醫王德山使誌。造營主現住萬福徹山萬明謹
白。大工當國門谷住 丸山三右衛門重經。

金志西深瀧本光寺 金 良材板敷十本助力施主古市直助 金一分槍角一泉
藏寺 同二分秋三本今泉忠五衛門 同二分秋三本城所與太郎 同二分井下
嘉兵衛 同二分秋三本今泉忠五衛門 同二分秋三本城所與太郎 同二分井下
丁邊川惣十郎 同二分秋三本今泉忠五衛門 同二分秋三本城所與太郎 同二分井下
同權兵衛 同二分秋三本今泉忠五衛門 同二分秋三本城所與太郎 同二分井下
同二十足永住寺 同二分秋三本今泉忠五衛門 同二分秋三本城所與太郎 同二分井下
同三十足山ノ吉田鈴木佐五兵衛 同二分秋三本今泉忠五衛門 同二分秋三本城所與太郎 同二分井下

本尊辨財天
永祿五年門前の西に建立、明暦二年門内に易地。
秋葉祠
本尊秋葉三尺坊大権現

宝曆九年四月裏山に勧請柿尊の祠に九尺四面の覆祠瓦葺に建立、明治十六年九月暴風にて倒壊廃却した。
建立の願

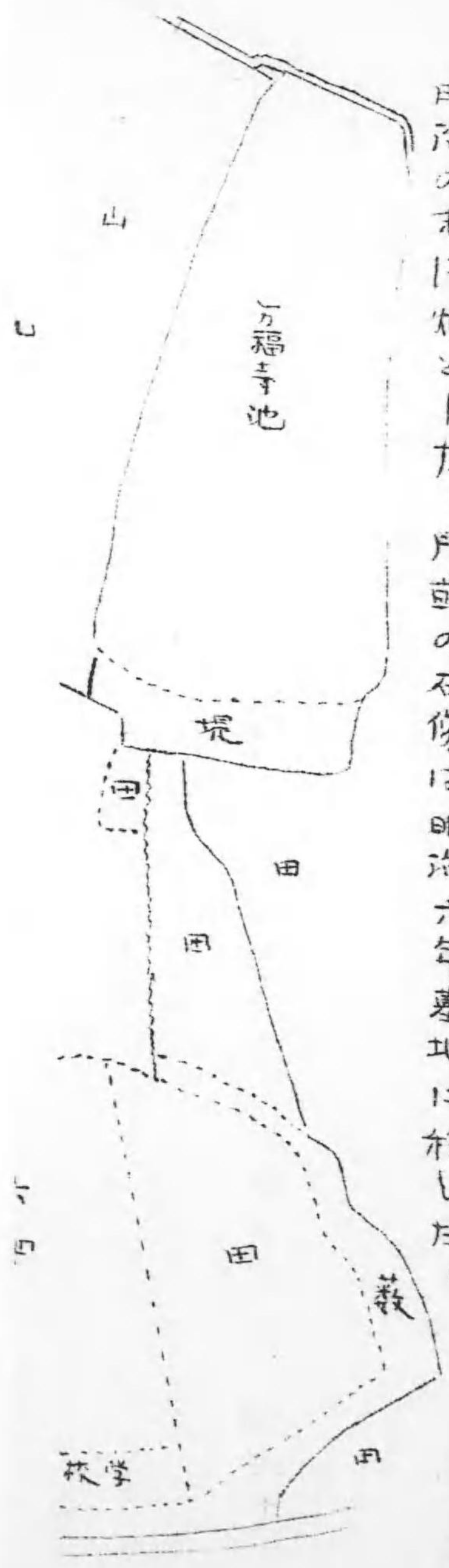
一拙僧儀敷年心願御座外而一度秋葉権現を奉迎聊成石宝殿ニ而も造営仕寺
内村中近隣ニ火伏鎮守と奉祭度願心御座候処去冬杯奇危義到末任リ然
とも及大難ニ後不申小段益徹心行ニ信仰仕小依之何卒拙寺境内ニ相統小
御山或三間程被爲下置小様奉願上小心願々義ニ御座小へ去去社取石社ニ而造
見取之臥寺被仰付被爲下置候以御隣啓右心願相叶小様被仰付被爲
管仕朝夕奉拜崇度奉存外偏ニ以御隣啓右心願相叶小様被仰付被爲
下置候り了難有奉存以上
宝曆九年 卯四月
願主 万福寺
庄屋 安兵衛
司断 忠左衛門

願之通被仰付候ニ年御礼ニ差上ルと如に書いてある。
この秋葉祠建立の爲に寺中山を積めたのは九六反歩である、祠も石では

木造の立派の中祠であつた。

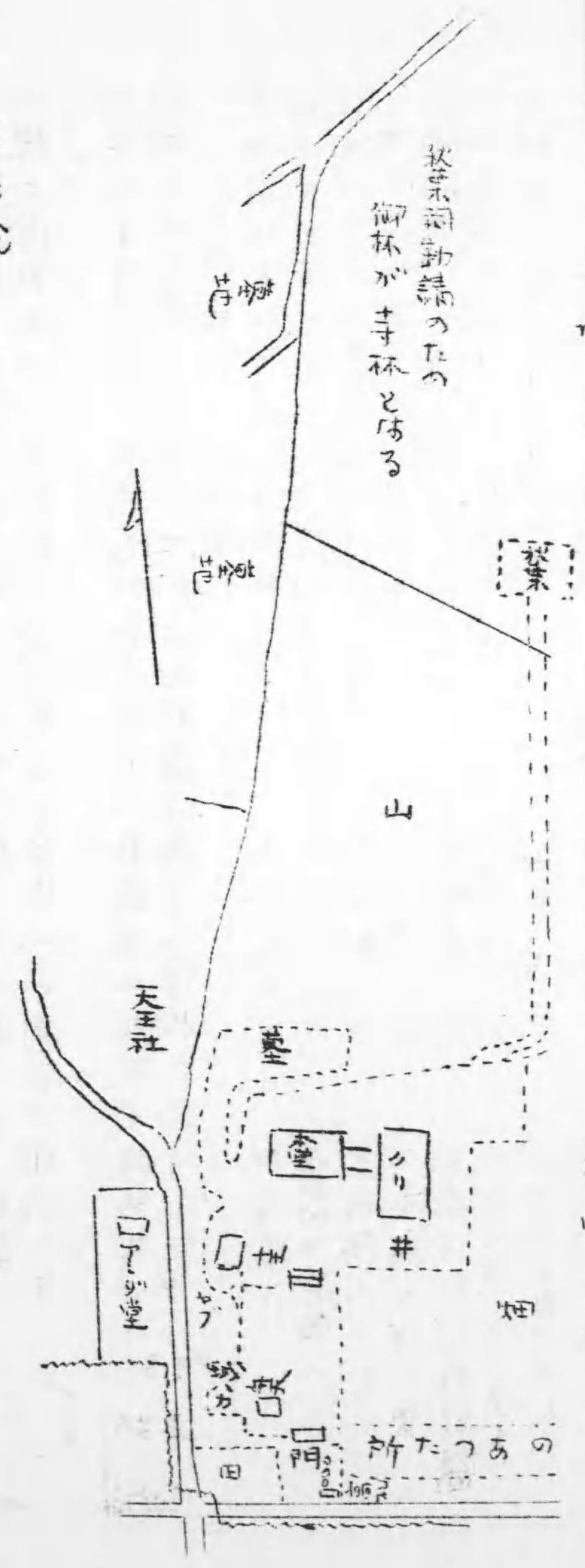
端城の墓
門内の西、鎮守堂の裏敷中に小高き塚が九六坪位あつて其前に五輪塔十数
基並列して居た。近年この敷を畑とし瓦爲旧形を失つた。
寺中墓
廿三巻地墓地ニ臥七歩、本堂の西北にある。

鎮守堂の并天は門西の田が池で其の中に島が筑がれこれに堂があつた。易
地の後并天田といた。
同敷の東は嘉永年間田に起し、南は明治廿年学校増築の時に廃し西南は
明治の末に畑といた。門前の石像は明治六年墓地に移した。



五、郷藏
萬福寺境内廿四番地宅地二畝半、明治二年山村の夏目與兵衛の長屋門を買
入れ移築して郷藏と爲し、明治六年借家に凌じ、同十二年小学校舎とした
。この傍に高札場があつた寛永二年の設立で、明治八年小学校の掲示場と
し、同十四年に廢した。

六、杉山小學校
明治八年一月山村學校を分けて萬福寺内に杉山小學校を設立し、杉山、徳
定の両村を学区と一した。
明治十二年一月八日前項の郷藏を修理してこれに移つた。



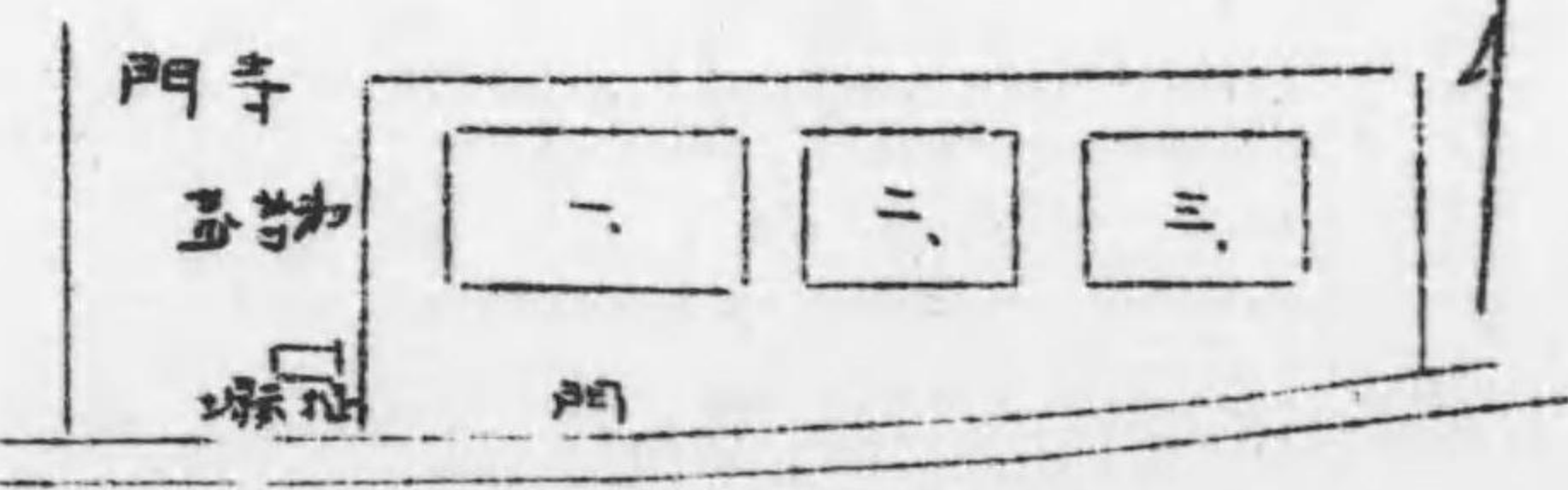
明治十四年三月廿五日新築して杉定學校と改稱した。
此所は郷藏を取毀ち其跡に建てた圖中一、の符號。その建物
は今の十郷小學校の二階建である。
明治廿年四月一日豊栄小學校と平井小學校の一部(片山)とを合併
して杉山尋常小學校と改稱した。
この時圖中二、の符號を増築。この建物は今の豊嶋分教場で
ある。

明治廿三年四月一日西郷尋常小學校と改稱し、明治廿五年五月
九日高等科を併置し泰倫尋常高等小學校と改め圖中三、の符號の
一棟を増築した。この建物は今ある校舎東側の南端に建ち上り
ある。

明治三十年一月八日高等科を分離し西郷尋常小學校と改めた。
明治三十九年十二月三十一日十郷尋常高等小學校に合併した。

杉山學校時代の教員

- 自明治八年一月至同九年九月 山本島三郎
- 自明治九年十月十三日至同十年一月十日 村上保壽
- 自明治十年一月廿三日至同十一年三月 茂木和至
- 自明治十二年四月十日至同年五月 山本島三郎
- 自明治十一年六月至同十二年六月十五日 奥村良策
- 自明治十二年六月十六日至同年八月 浅井隆利
- 自明治十二年九月至同十八年三月 山本茂三
- 新城藩士 大和田の僧侶
- 半原藩士 山本島三郎二男
- 沼崎士族 元御殿醫 師範出身 名吉屋人
- 前の茂三郎と同人



自明治十八年四月至同廿年三月

坂田高之輔

師範卒業、新城藩士

七、兵藤屋敷
三十三番地外二筆及別二反五畝半、文安二年堀山保司に從隨して未住した兵藤新左衛門の屋敷で、保司退轉後も永住し累代武家で諸戦記に名の登つて居る名士であつた。慶長検地の時は八良太夫と稱し其後八兵と云い寛保二年三月二日江戸に引越した。今尚井戸墓等も存する。

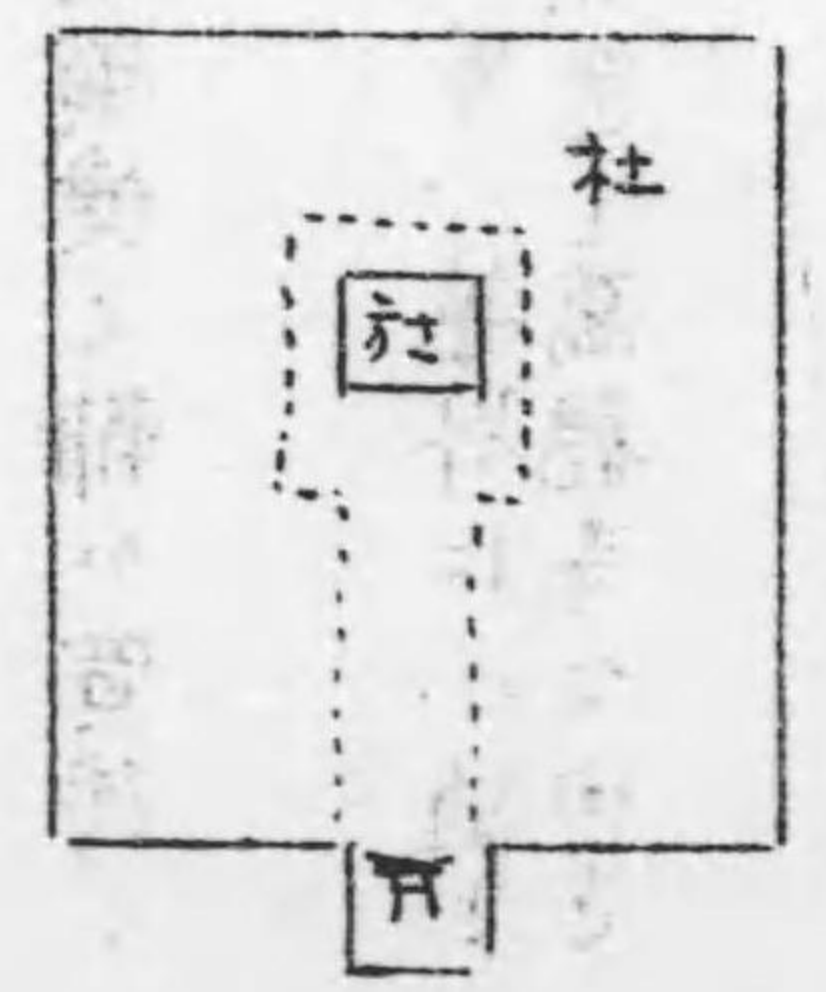
八、楢荷祠
四十九番地山林内にある。堀山保司がこの前面に市場を設けた時祀つた市神である。

九、御林
五十一番地山林は古来御林であつたが、明治六年村林に編入した。第三編第二章第六節にある。

十、埋葬場
五十一番地ノ一及別二畝八歩、明治十三年五月廿五日流行病用に供する爲新設出願、同年十二月廿八日許可を得た。

十一、鷲田神社
祭神 伊弉諾尊 配祀 速玉男之命 泉津事解男之命
祭物 神穀 覆敷 鳥居
五十二番地境内二反七畝十歩、塩瀬家の氏神で、明治二年三月九日御林の内を神地と定め近宮した。

明治五年一村一社の令に基き同十年五月村社天神社境内



此所上地官杯となり士族に特賣せられて塩瀬健之輔が買得しに近座した。此所上地官杯となり士族に特賣せられて塩瀬健之輔が買得した。

十二、萬福寺池
五十四番地池八畝七七歩、五十五番地池五反七畝五歩、等界に小池を築いてある。此の丘間の出水を貯水する爲寛永二年に築造し萬福寺々田を扱め当字及字池下地内の灌漑に供する。

祭神 須佐之男命

五十七番地境内一反一畝廿五歩、永禄五年端城築造の時石田家の氏神として勧請天王社と稱した。

明治二年八月佛説に因る社名の禁止によつて素盞鳥社と改めた。此所明治五年一村一社の令に基き同十年五月村社天神社境内に近座した。此所

上地官林とあり士族に特賣せられて滝川惣次郎が買得した。此所

十四、三味所
五十八、五十九、六十番三筆埋葬場五反九畝三歩、古来よりの共同墓所である。



前項五十九番地にある小堂で、享保の頃石柱を埋めて堂を建てた。庚申塚
前番地の東北隅に大櫓が數本あつたが明治十二年に伐採した。

六六

十五、御林
 六十五、御林
 十六、ニツ池
 十七、國神社
 十八、建長寺山
 十九、建長寺山
 二十、建長寺山
 二十一、建長寺山
 二十二、建長寺山
 二十三、建長寺山
 二十四、建長寺山
 二十五、建長寺山
 二十六、建長寺山
 二十七、建長寺山
 二十八、建長寺山
 二十九、建長寺山
 三十、建長寺山
 三十一、建長寺山
 三十二、建長寺山
 三十三、建長寺山
 三十四、建長寺山
 三十五、建長寺山
 三十六、建長寺山
 三十七、建長寺山
 三十八、建長寺山
 三十九、建長寺山
 四十、建長寺山



八十四番地境内三反六畝十五歩、今泉家の
 氏神で元龜四年六月朔日御林の内に神地と
 定め宇阿賀地五十九番地より近宮し久玉大
 明神と稱した。
 明治二年八月國神社と復稱した。
 明治五年一月一社の令に基き同十年五月村
 社天神社境内に近座した。
 此社地は上地して官林とあり士族に特賣せられて、今泉三郎が買得した。
 尚此所には辻宮前の御林の古木があつて目通ニ文弱の巨櫓が十数本あつた。
 明治十年士族が伐採した株が今も残つて居る。

九十番地及別三町三反五畝廿歩、建長寺中の一部で明治六年上地官林と
 あり士族に拂下げて私有となつた。
 前記分筆九十四番、三、涌池七畝廿九歩、元と寺池のあつた小池を明治元
 年新城町の食木弥兵衛が改修し、明治十三年山本治郎平が壑田の爲油池と
 した。明治三十二年頃より細開壑し今も全地目とあつた。

地とありつたが、明治二十年村誌取調の際に名勝
 の勝地に左の記事があり内務省に於ても全国中
 の名勝に加入せられた。

村の東方に在り高七間丘陵にして大樹なし神峰
 北に聳え西下に大池あり池の傍に注落す
 ち鶴然として鳴る即萬福寺池の迫田川に注落す
 るあり尚望みば杉山学校の赤旗林として空天
 に達し呼吸の聲昔風に包まれて途に山上に傳ふ
 仰で天を望みば花雲の如く伏して四方を眺す
 花ば敷村を一望す涼風遠々黄鳥の聲に未り百
 花香草地に敷き夏は涼風遠々黄鳥の聲に未り百
 花香草地に敷き夏は涼風遠々黄鳥の聲に未り百

本日各所凡流十景
 建長寺山絶景



一、總説
当字は建長寺遺跡の一部で所々に土手等があつた。宝永元年迄に寺跡は畑に起き、土手は明治三十年頃多く取崩した。又坐玄川畔は天正八年に塩瀬定勝が概ね墾田したのである。

二、字名の旧新
慶長の字名。柴先、古市場。

慶長後の字名。澤田、建長寺。

三、地元の編入

十六、十七、十八番地の三筆は、明治九年に新城村から当字に編入れた。

四、巨福山建長寺

本尊地藏菩薩

營造物 佛殿

庫裡

方丈

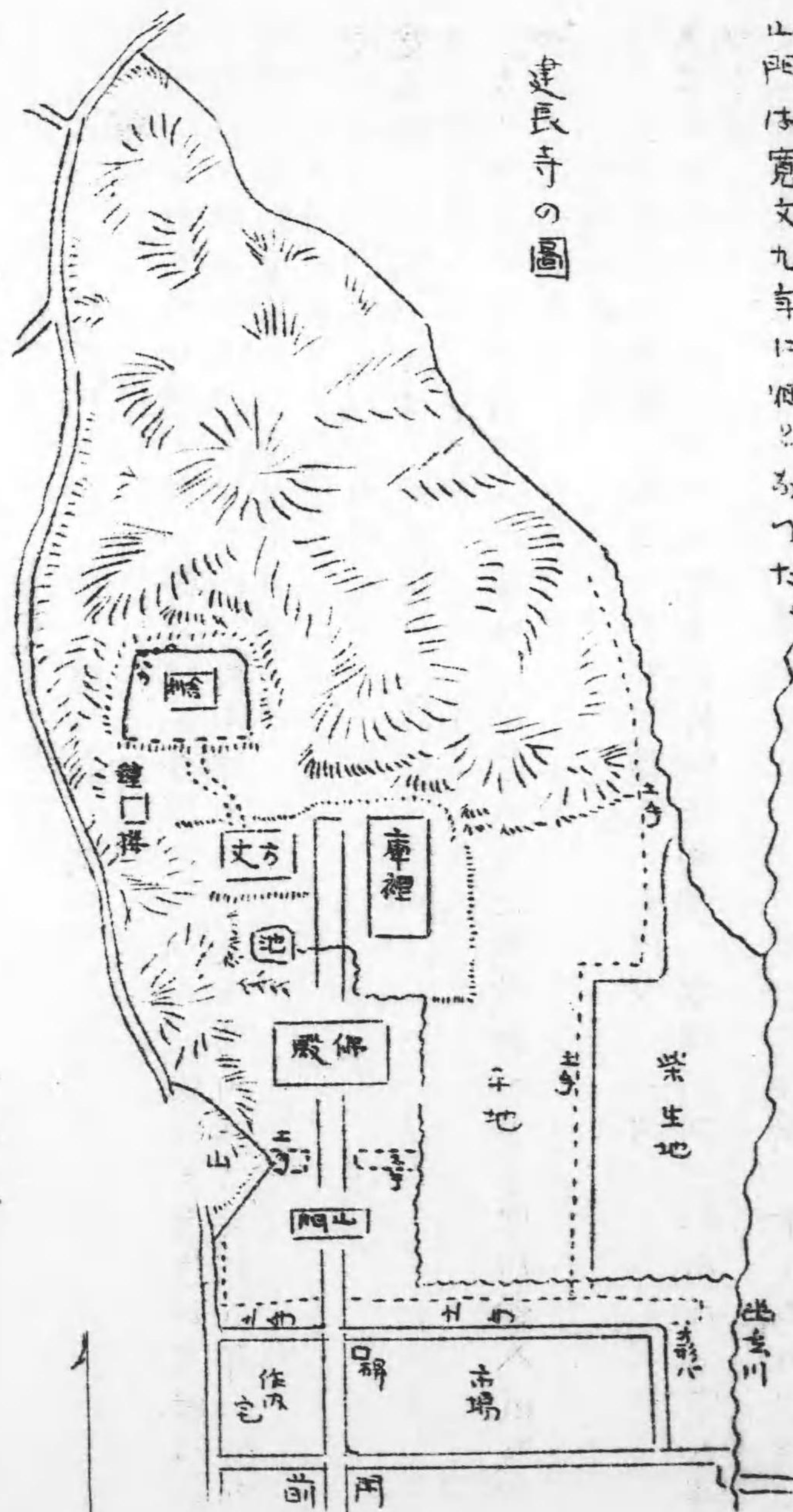
鐘樓

舍利堂

山門

当字及字荒井の一部境内二町、寺境外林六町、庫裡のあつた所は当字九番地である。
文安二年福山保司福山修理が菩提寺として相州鎌倉臨濟宗建長寺の別院に建立した。長享元年保司の退轉に伴ひ無住となり旅僧の起卧するのみであつた。大永年代より曹洞宗の隆盛なるに及し次第に衰運に傾き何時となく廢朽廢滅した。墓地に大石碑が三基あるも無心の自然石で更に判別せぬ。

建長寺の圖



庫裡の東南平地は寛永末年より元禄二年迄に畑となつた。元、廿八、廿九の三等の畑中から安政年代切石の礎が出た。
佛殿の西半は芝生地であつたが明治十四年に田となつた。
方丈は明治三十二年に松林が畑となつた。
山門は寛文九年に畑となつた。

舍利堂は山を平地に切均した一五五畝位の處で明治元年迄は礫石があつた。其西北隅に墓地があり、明治四十二年松山を閉塞した時に骨瓶を築城せられた。

鐘樓は野田戦争の時梵鐘を万福寺池に匿没したと云ふ小口碑がある。又方丈の傍に歌文の石碑があつたが明治廿六年の頃失したと云ふ。山門の前に南無阿彌陀佛の石碑が現存する三十一番地の西北隅の道畔である。

西北三町餘歩の寺林は明治六年に上地する迄は永住寺が管理して居た。著者が案ずるに平井に永住寺を開創する時寺虎の新設を許されぬ時である故この建長寺を再興したのであるまいか。

土手の大半は明治三十年頃迄存在した、山門前後の大土手は高九尺中二間位あつた、今残つてゐるのは養生地の西が道路とあつて低くあつて居る。

五、お形場 廿二番地添の西北道路の片隅に約二坪のお形捨場がある。これは平井郷各村落からお形を送り込んだ所で、郷の境界地である。

六、建長寺橋 廿一番地先出玄川に架す。新城村の出入ない昔は此所が平井へ通ずる重要道路で、慶長時代にもこの橋を越し野原を経て平井及片山へ往來した。

七、市場 三十一番地建長寺の門前に楊山保司が設立した市場があつた、この市場の世説は作内と云ふ者である。

作内は市場の西に屋敷があつて居住し又其西北に市神の楢荷社が現存する。

第四十一章 字 柴先

一、總説

当字は文字年代に起した畑と、天正八年出玄川畔と塩瀬定勝が田に起した地は柴野であつたが寛文三年までいそぐ畑に切起した。

二、字名の旧新

慶長の字名。新居前、柴先。慶長後の字名。建長寺、町裏。

三、長土手

今の譽母街道は、寛永の頃迄は字大東の字中で一町畑の西にあつた、これは新城町の無いときの姿で、徳定から建長寺山の西を過ぎ、保司屋敷に出で、石田の清水を経て貴船神社の東を通つたのが本通りであつた。新城町の祭展に伴つて当字と字大東との界に改修し道の西側に高四尺巾三尺の土手を築き俗に長土手と稱した。明治十二年この土手を崩して道敷とした。四、元出玄橋 出玄川に架す。これが元の吉田往還の橋で大板二枚を架した三番地先、出玄川に架す。これが元の吉田往還の橋で大板二枚を架したものであつた。

第四十二章 字 八幡

一、總説
当字は天正八年に盛瀬定勝が起した田地の他は八幡社の社に續いた柴野で
女つた。所家は寛文頃から田地を埋めて出末始めた。組入前に於ける地歴を誌す
当字は明治九年に全字を新城村に組入れたが、組入前に於ける地歴を誌す
ることとする。

二、地名の旧新
慶長の字名。紫先、八幡。
慶長後の字名。建長寺。

三、幽玄橋
伊那街道の幽玄川に架す。慶長元年吉田往還が北からこゝに替り、架橋し
た。其時神原幽玄と云ふ小醫者が大橋を架したのが初めてとある。

四、十五堂
橋向の商家は其時分出来て、橋に向ふから地名とした。

今、新城町字町並三百四十三、三百四十四番合併地、元は板山村字八幡境
内二町歩。

慶長六年九山九良左衛吉之が父山川清兵衛善提の爲永住寺前築瀬九良兵衛
の屋敷下に創建した。其後上町木戸口即ち田町坂の南角上鈴木平兵衛の屋
敷際に移轉、正徳三年に所中の者が当地に移轉再興したが、同四年七月十
九日大洪水の爲め石垣破崩して修繕した。立派は堂宇であつた。

五、八幡社

祭神 譽田別尊

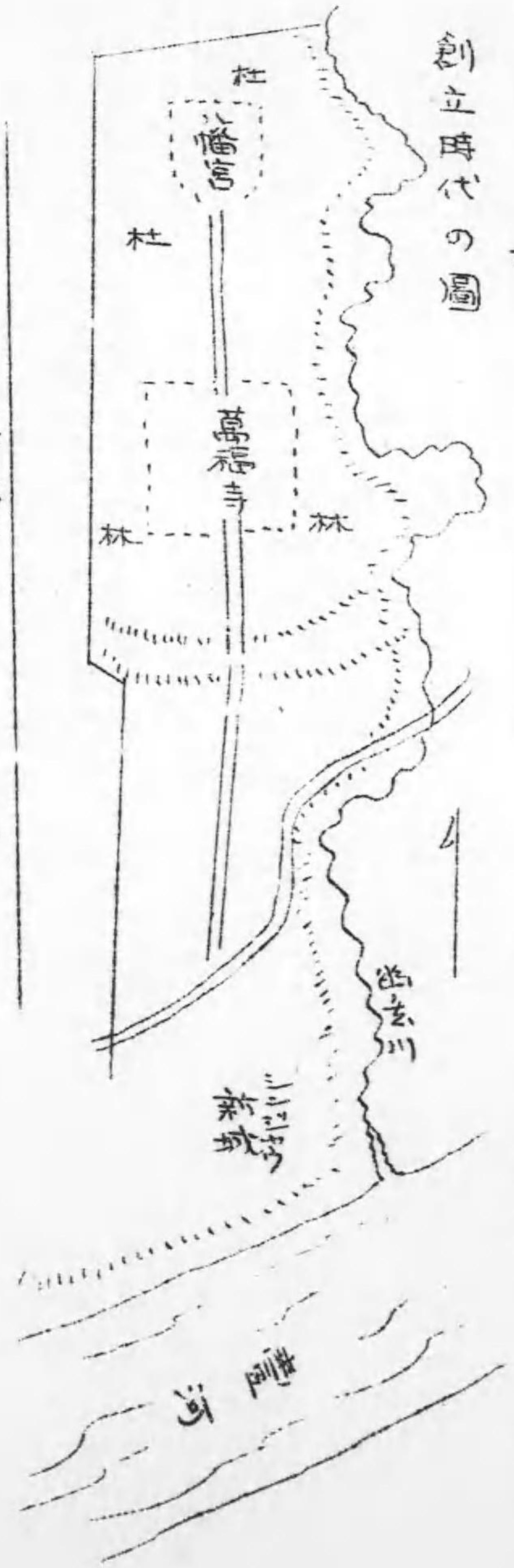
祭日 二月廿六日

現、今新城町字橋向七十四番地、元杉山村字八幡境内二反八畝廿一步。
天文十三年二月石田新城々々主管沼定継が城北なる当所に勧請建立して城家
の地主神と奉祀した。榎山の端城に移轉しても当神社は其の供奉祭した。
慶長十一年新築城々々々水野分長の代となり亦尊崇せられた。
寛永五年二月廿六日水野氏家老竹内弥五左衛門同竹内弥二右衛門の西人が
再建造営した。此の社であつたが、この時西向きと替へた。

竹内、西人、或時遠氣に出掛けの際幽玄川の土橋にて弥二右衛門の乗馬刎け
られ、弥五左衛門橋より腹すやし、亦安穩ならしめ玉は、本宮を改造し
奉らんと眼とらさぎ玉ふ。其言神慮に通じけん、落馬も存く安々と川を
乘上らぬしとなり。去るにより再建す云々。

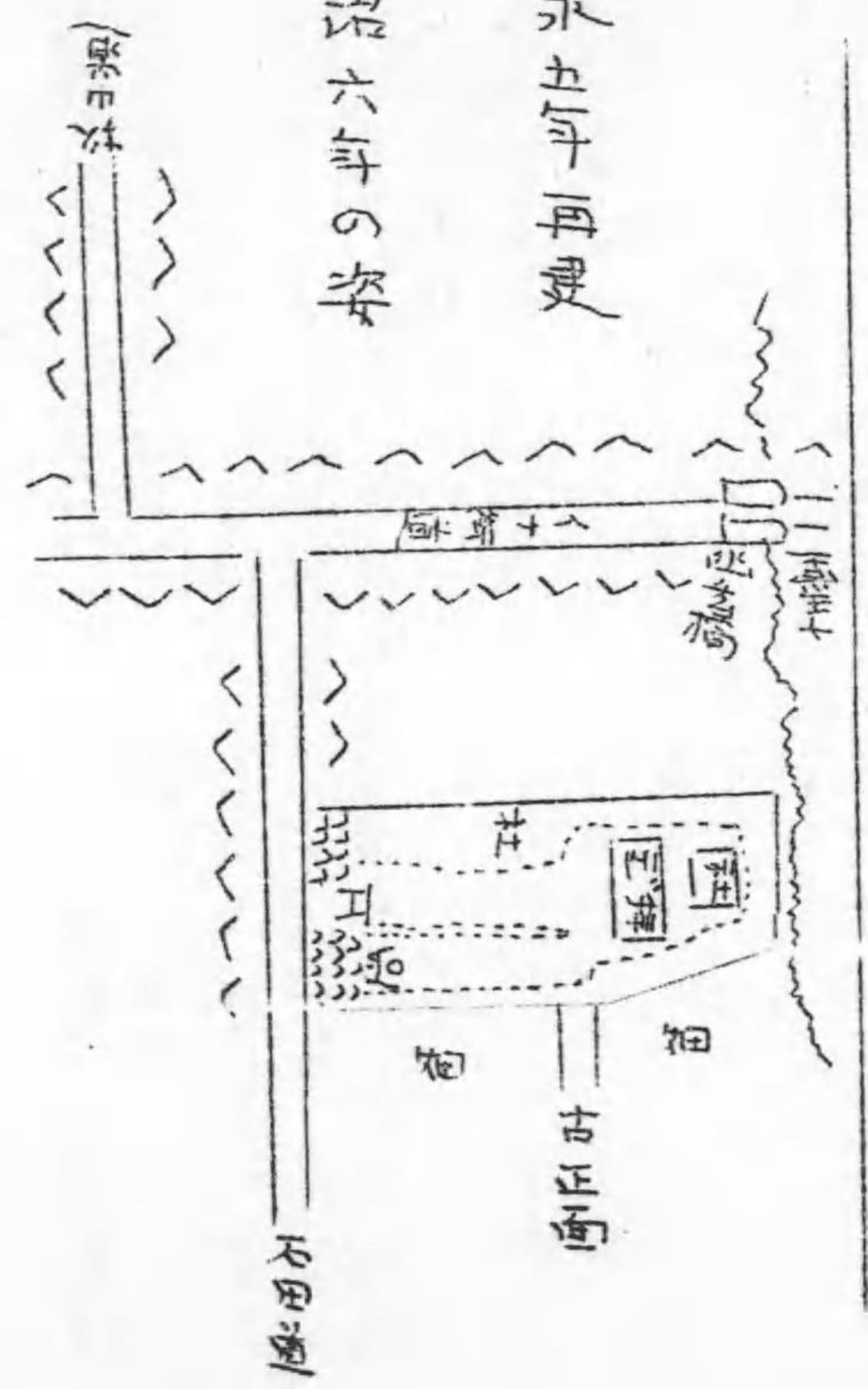
此時代から官祭の奉納せらる。以来地主神として神々祭を嚴重に施行せられ
慶安二年地頭菅沼定實入部以来地主神として神々祭を嚴重に施行せられ
山村中にて祭務を掌つた。
明治二年官祭廃止となる。

創立時代の圖



寛永五年再建

明治六年の姿



明治六年一村一社の令に基き、同十年五月村社天神社境内に遷座した。社地は上地して官林となり、明治八年二月十五日富岡村士族山本賢吉に代金十四三十三匁一匁、立木七十五本代金七十三匁にて攝下を受け同年十一月四日代金を納した。神殿と拜殿とは天神社に移し前通りの石垣は取毀ちて山本市三郎に賣却した。又鳥居も村社に運んだ。六、新城村に編入した所、明治九年新城村字橋向に編入した所、

同 本田 田二畝八歩 三筆
 同 本田 田一畝八歩 一筆
 同 古新切 田七畝二歩 一筆
 同 神社境内 田二畝八歩 一筆
 同 本田 田六畝十六歩 二筆

同 本田 田一畝三畝五歩 三筆
 同 本田 田一畝三畝五歩 三筆
 同 本田 田一畝三畝五歩 三筆
 同 本田 田一畝三畝五歩 三筆

この内に屋敷及堂敷とつた所がある。

319
792

附記
本史編纂者手前既に先於たりし今村藤四郎、半田仁平、半田市五郎、杉浦治平、村田才次郎、滝川惣次郎、塩瀬健之輔、今泉金次郎等の先師各位に聞入られたことと資料としたのが数多ある茲に仰利に際し各位の靈前に謹んで拝謝する次第である。
著者識

定價金八十錢

昭和四年五月十五日印刷
同年同月十一日發行

十郷村史編纂委員
著作發行印刷者
印刷發賣所

今泉忠左衛門 愛知縣南設楽郡十郷村大字杉山三番
發行 館同
振替名寄屋七〇二 電話新坂七四
所

終

